

# 商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 熊谷 泉

- 1 日時  
平成 25 年 9 月 3 日（火曜日）  
午前 10 時 2 分開会、午後 2 時 53 分散会  
（うち休憩午前 10 時 34 分～午前 10 時 36 分、午後 0 時～午後 1 時 2 分）
- 2 場所  
第 3 委員会室
- 3 出席委員  
熊谷泉委員長、後藤完副委員長、小田島峰雄委員、軽石義則委員、福井せいじ委員  
岩淵誠委員、工藤勝博委員、小西和子委員、斉藤信委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
村上担当書記、水野担当書記、千葉併任書記、蛇口併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 商工労働観光部  
橋本商工労働観光部長、桐田副部長兼商工企画室長、寺本雇用対策・労働室長、  
木村商工企画室企画課長、佐藤自動車産業振興課長、山村経営支援課総括課長、  
石川科学・ものづくり振興課総括課長、佐藤産業経済交流課総括課長、  
岩淵観光課総括課長、飛鳥川企業立地推進課総括課長、  
高橋雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、千田雇用対策・労働室労働課長
  - (2) 教育委員会  
菅野教育長、堀江教育次長兼教育企画室長、作山教育次長兼学校教育室長、  
永井予算財務課長、宮澤学校施設課長、藤澤学校企画課長、  
松葉主任指導主事兼特命課長、佐藤首席指導主事兼義務教育課長、  
川上首席指導主事兼高校教育課長、福士首席指導主事兼特命課長、  
佐々木首席指導主事兼特別支援教育課長、大林首席指導主事兼生徒指導課長、  
西村生涯学習文化課総括課長、佐々木特命参事兼文化財課長、  
平藤首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、戸館教職員課総括課長、  
小菅首席経営指導主事兼小中学校人事課長、  
土川首席経営指導主事兼県立学校人事課長
  - (3) 総務部

杉村副部長兼総務室長、及川総務室管理課長、細川法務学事課総括課長、  
岡崎私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

3人

8 会議に付した事件

(1) 請願陳情の審査

(教育委員会及び総務部関係)

受理番号第 76 号 学生の学費負担軽減、奨学金の拡充についての請願

受理番号第 77 号 学生の学費負担軽減、奨学金の拡充についての請願

(2) 継続調査（商工労働観光部関係）

「山田町の緊急雇用創出事業について」

9 議事の内容

○熊谷泉委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、教育委員会及び総務部関係の請願陳情の審査を行います。

受理番号第 76 号及び受理番号第 77 号の学生の学費負担軽減、奨学金の拡充についての請願を一括議題といたします。

なお、教育委員会が所管項目は 2 及び 3 であり、総務部が所管する項目は 1 でありますので、御了承を願います。

これらの請願について、その後当局から説明することはありますか。

○堀江教育次長兼教育企画室長 こちらから御説明することはございません。

○熊谷泉委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありますか。

○岩淵誠委員 2点につきましてちょっとまだ疑問な点がございまして、御質問したいと思っております。

まずは、最初に 3 の県が奨学金の滞納について実態調査を行うということでございますけれども、これ各種奨学金がございまして、県もやっている、医学生に対する奨学金もあるかと思っております。県が所管をしてやっていることについて、法制度上あるいは権限の問題においても問題はないものと思うのでありますが、いわゆるその貸出先が県以外のところになった場合に、この請願でいいますと県がやれと、こういうような中身になっていきますが、問うている中身はわからないわけではないのですが、法制度上として私はちょっと問題があるのではないかと考えておるのですが、その点、教育委員会はどのようにお考えですか。

○堀江教育次長兼教育企画室長 実態調査の関係でございまして、委員のお話にもございましたとおり、県が実施主体でない奨学金につきましては、これは個人情報保護の関係から県が実態調査を行うというのは困難だと考えております。

○岩淵誠委員 その上で意見を申し上げますと実態調査、これはやはりさまざまな問題が

あろうかということがあります。本来であれば、私はこういった学生の今後どうするかということから言えば、これは本来であれば文部科学省、国が実態調査をすべきであって、その上で委託を受けて県が動く仕組みであれば、それは法制度上の問題からいっても全く問題がないと思うのですが、言葉は適切かどうかわかりませんが、人の家の財布のぐあいを何の権限もなく通帳を見るようなものですから、これはやはり県がやるか国がやるかという問題からいうと、やっぱり国が全体的な政策の中でやるべきだと思っております、その辺について県はどう考えるか。あわせて、改めて奨学金の滞納の実態についてはいろんなデータやいろんな社説等も一部マスコミに出ているのですが、その辺についての所感というのもお伺いしたいと思います。

○堀江教育次長兼教育企画室長 奨学金のあり方につきましては、現在国で学生への経済的支援のあり方に関する検討会でさまざまな議論が取り交わされていると承知しております。その中で、実態等についても今後経済状況がさまざまに変わっていく中で検討していく課題と捉えていると承知しているところでございます。

なお、奨学金の、国の日本学生支援機構の状況でございます。滞納状況でございますが、現在のところ、平成24年度でございますが、返還が求められている金額5,155億円でございますが、うち返還されたものが4,230億円、無返還が925億円という状況になっているところでございます。

○岩淵誠委員 わかりました。

それでは、次の部分ですが、2の(3)の返済の際に奨学金の返済金額について税控除ができるようにすることと、こういうようなことになっております。広くこれを考えていきますと、税控除という部分よりはむしろ給付型の奨学金制度の充実とか、そういったところに対応するほうが現実的ではないかと思っておりますし、奨学金のみを、返済の部分だけを捉えて税控除するという部分になりますと、末端のいわゆる行政資金に対しての返済利率、例えば中小企業への貸し付けとか、その他の公的資金とか、そういったものとの公平性という問題が私は出てくるのではないかと思っております。返済金額についてほかのいわゆる資金的なもので税控除が認められてものはあるのか、通常はどういうような取り扱いになっているのかお示しいただきたい。

○及川総務室管理課長 税控除の実態につきましては、ちょっと詳細については把握しておらない状況でございます。

○岩淵誠委員 端的にこの税控除の公平性という観点からどのような見解をお持ちですか。感想をお持ちですか。

○杉村副部長兼総務室長 税控除につきましては、確かに委員おっしゃるとおり、さまざまな面で公平性というのは大事だと思っております。奨学金について今委員がおっしゃいましたけれども、これにつきましてもその公平性の見地から、ちょっと慎重に検討しなければならないと考えます。

○岩淵誠委員 私は、全体的に2と3、1から、奨学金の充実というものは教育、それこ

そ日本、教育立国という観点からすると、大変重要なことでもありますし、総体的には賛意を表するものでありますけれども、ただいま私が指摘をさせていただきましたけれども、いわゆる教育行政的な部分、あるいは青少年の育成をどうするかという観点とは別に、これは法制度とか行政システムとか、いわゆる税の公平性という観点から言うと、やはり今の段階で極めて難しい部分があるのではないかと、もう少し奨学金そのものを充実させた後の議論でないと、それを一緒にやってしまうと、課題というものはむしろ大きくなっていくのではないかなと思います。意見を申し上げて終わります。

○**工藤勝博委員** 今の岩淵委員の質問と重なりましたが、2の(1)に高校生、大学生、専門学校生向けの給付制の奨学金の制度を創設するとあります。高校生の場合、高校無償化になっておりますし、もう制度的にもある程度確立されたものだと思います。そういう中でのこの奨学制度というのはどういう観点で捉えたらよろしいかお聞きしたいと思います。

○**堀江教育次長兼教育企画室長** 現時点におきましては、高校の授業料無償化ということになっております。そういった中で、やはりさらにその中でも家庭の経済状況とか、そういった観点からさまざま希望する学習の機会が得られないという御家庭もないわけではないのでございますので、そういったところに対してやはり奨学金という形で財政的な支援を行うことにより、できるだけ勉強する機会を与えていきたいという観点から考えているものでございます。

○**工藤勝博委員** 高校進学の場合、ほぼ100%近い進学率になっていると思いますし、そういう希望の高校に行きたいという学生の夢をかなえてあげるのは当然教育行政の役割だと思いますけれども、そういう今の御時世の中で、やっぱりそういう意見も多分あるかと思っておりますけれども、それぞれの学校においても高校に限らず、大学においてもそういう制度はあると思っておりますけれども、その辺はちょっとわからないので教えてもらえれば。

○**堀江教育次長兼教育企画室長** 別途各委員には情報提供もしておりますが、それぞれの大学等を含めた学校の、あるいは民間企業、こういったところでさまざまな奨学金制度が現状としてあるものでございますので、そういったものを含めて活用していただくような形にはなっているところでございます。

○**斉藤信委員** それでは、きょう恐らく最後の審議になるでしょうから、このメンバーではね、きちんとこの請願を採択させていきたいと思っております。この請願の前文に書かれてある「中等、高等教育の漸進的無償化を定めた国際人権規約第13条2項(b)、(c)の留保を撤回した」と、政府はね、昨年9月。この中身について質問したら、堀江教育次長は中身を承知していないと驚くべき答弁で、請願のいわば骨格にかかわる国際条約なのです。この国際人権規約第13条2項(b)、(c)項というのはどういう中身なのか、まずお聞きをしたい。

○**堀江教育次長兼教育企画室長** ただいま斉藤委員からお話ありました13条の2の(b)、(c)でございますが、(b)につきましてはさまざまな形態の中等教育が全ての適当な方

法により、特に無償教育の漸進的な導入により一般に利用可能であり、かつ全ての者に対して機会が与えられるものとするという規定になっております。また、(c)につきましては、高等教育につきましても同様に全ての者に対して均等に機会を与えるものとする事となっているものでございます。

○**斉藤信委員** だから、中等教育、高等教育の無償化を国際的に進める条約なのです。それを政府は今まで留保してきた。しかし、昨年9月にこの留保を撤回したわけです。私は、これは大変大事な意義を持っていると思います。いわば日本政府も、中等教育だけではなく高等教育についても無償化を目指すという方向を定めたのだと私は思いますが、この国際人権規約第13条2項に基づいて、世界的な状況はどうなっているか把握していますか。

○**堀江教育次長兼教育企画室長** 恐縮でございますが、世界的な状況までは承知していませんところでございます。

○**斉藤信委員** やっぱり真剣味足らないのですよ。こういう請願が出たときには、その請願の背景を含めてしっかりあなた方が受けとめなかつたらだめではないですか。基本的には、特にEUの場合は無償化です。授業料があった場合でも本当に低額で、そして奨学金は基本的に給付制です。だから、奨学金をもらいながら十分大学生活ができる、これが特にEUの実態で、いわば国際人権規約第13条2項に基づいて、そういうふうに広がってきているのだと私は思います。

EUでは、貸し付け型の奨学金というのは教育ローンと言われているのです。貸し付け型というのは奨学金ではないと。前の委員会でも紹介しましたがけれども、日本の場合は、1999年に大きな転換点がありまして、貸付制度に有利子が導入された。こうなると、もうサラ金ローンなのです。だから、教育委員会から渡されたガイドブックの中にも、4年間で400万円借りれば総額600万円返さなくてはならないと。これは15年とか18年ぐらいですけれども。大学卒業と同時に600万円もの借金を抱えるのです。我々が働いていても600万円の借金抱えるということは大変なことですよ。

そして、今青年の2人に1人は非正規雇用で低賃金です。200万円以下のワーキングプアが1,000万人を超えている中で、奨学金という問題が今新しい重大な社会問題になっていると思います。そういうところから出された請願だと。

そして、政府自身もこの留保を撤回して無償化の方向を目指しているのだと私は思います。そして、これは前政権でありましたけれども、高校の授業料無償化に踏み込んだというのは、一歩前進だろうと思います。残念ながら自民政権で所得制限を導入するなんていう、逆行するような現象があるのですが。

ついでに聞きますが、所得制限が導入されて、2割程度がその対象になると言われていますが、岩手県内の場合はどうでしょうか。

○**堀江教育次長兼教育企画室長** 現在国でさまざまな所得制限を導入するかどうかの議論がなされていると承知しておりまして、現在私どもも内部で現在の高校生の状況がどうなっているか、実態を知る必要があるのではないかと考えているところでございますが、

まだ具体的な調査までには至っていないところでございます。

○**斉藤信委員** 私は、無償化の流れの中で所得制限を導入するということは逆行現象だと。

もう一つは現場の事務的負担が大変なのです。所得制限の方々を探し出して、そこから授業料を徴収しなくてはならない、現場は大変。これは項目ありませんから、逆行現象だと言うだけにしておきますが。

次に、請願項目を具体的にお聞きをします。第1項目、「高校生、大学生、専門学校生向けの給付制奨学金の制度を創設すること」と。国際人権規約第13条2項から見たら、これは当然の課題で、県の教育委員会も給付制奨学金の創設を求めてきたと思いますが、いかがですか。

○**堀江教育次長兼教育企画室長** 県でもこういった給付型奨学金制度については、国にお願いしてきたところでございます。

○**斉藤信委員** 岩手県もこれは強く求めて、文部科学省も財務省に要請したのですよね。しかし、財務省が認めなかったという。文部科学省自身も必要性を認めている。そして、東日本大震災の中で、奨学金のC型、卒業時に年収300万円以下の場合には返済しなくてもいいという、実質給付型の奨学金制度が大震災の中で導入されたというのは一歩前進だと。しかし、制度として給付型の奨学金制度が世界の流れだと。文部科学省がその必要性を認めているということですから、ぜひこの(1)は上げていただきたい。

次に、(2)ですけれども、無利子奨学金の枠をふやすと。今無利子の奨学金の割合、有利子の割合がどうなっているか、最近文部科学省がこの無利子の枠を広げるという方向を示しましたけれども、その中身はどうなっているでしょうか。

○**堀江教育次長兼教育企画室長** 日本学生支援機構におきます有利子と無利子の貸し付け対象の数でございますが、無利子が約40万人というところでございます。利息つき、こちらのほうが約91万7,000人という状況でございます。

なお、次に今の文部科学省の方針でございますが、先ほどの一部でございましたが、国のあり方の検討会の中にもやはり原則は無利子に立ち返るべきではないかという議論もあったようでございます。そういった中で、今私どもが新聞等で把握している状況でございますが、文部科学省とすると無利子枠を5万6,000人ほどふやしたいという検討を始めていると承知しているところでございます。

○**斉藤信委員** 文部科学省も無利子の枠は5万6,000人ということでしたけれども、ふやす方向を検討していることで、当然だと思います。無利子が有利子の2分の1以下です。有利子ということ自身が重大ですけれども、有利子のほうがこれだけ多いということは大変なゆがみを感じます。

それで、(3)の税控除ができるようにするというのは、制度として決してないわけではないと。住宅家賃の場合にいろんな控除があるのです。これは、低所得者対策ですよ。

今の奨学金問題というのは、先ほど紹介したように大学卒業時に600万円とか700万円という借金を抱えると。大学新卒の初任給というのは20万円いかないのですから、まとも

なところに就職しても。私は、そうした場合に税額控除というのは、低額所得者に対する対策としてはあり得るのではないかと思います。住宅家賃の問題、いろんなさまざまな形で税額控除というのは実際にあると思いますけれども、承知していますか。

○及川総務室管理課長 申しわけありませんが、ちょっと承知しておりません。

○斉藤信委員 承知していないというのは残念ですが、家賃の場合は、低所得者対策では、例えば家族の人数とか、子供の数とか、いろんな形で税額控除しているのです。今度の大地震の場合にも特別減免というのがありまして、普通減免だと最低2万円までですけれども、月6,000円まで低所得者は減免されるのです。だから、青年が低賃金の中で莫大な奨学金を返さなくてはならないといった場合に、検討すべき課題ではないのかと思っております。

次に、第4項目であります。返還が困難な人に対する返済猶予期間を延長すること。今5年になってはいますが、滞納者に対する延滞金、これは今まで10%でしたが、下げるといふ方向も出ています。そして、個人情報情報機関への登録及び債権回収会社を使った取り立て、まさにサラ金ですよ。さすがに学生支援機構もこの見直しを進めていると思うけれども、その見直しの内容を示していただきたい。どのぐらい滞納した場合にこういう延滞金がつくのか、そしてどれぐらい滞納した場合に個人情報機関への登録、債権回収会社を使った取り立てになるのか示してください。

○堀江教育次長兼教育企画室長 返済の方法等につきましては、国でもやはりさまざまな課題があるという認識は持っているところでございまして、先ほどお話をしましたあり方検討会の中でも返還方法について、延滞金賦課率の見直し、あるいは返還制度の柔軟な運用等につきまして、今後考えていく必要があるのではないかという提言がなされているところでございます。

なお、現時点におきます学生支援機構の債権回収の考え方でございますが、機構に確認したところ、延滞3カ月となった債権につきまして債権回収業者に対して回収委託を行っているということで確認しているところでございます。

○斉藤信委員 返済猶予期間については、延長の方向が出ていますね。そして、10%の延滞金の金利も、5%に見直すと。5%でも高利貸しのうちに入ると思うけれども、延滞3カ月で回収機構に取り立てさせると。まさにサラ金化したのだと思います。やっぱり抜本的な改善を求めていく必要があるのではないかと。

そういう意味で、学生支援機構も一定の見直しを迫られているし、サラ金まがいの回収というのは抜本的に見直すべきだと。延滞3カ月で延滞利息がつくわけですよ。本当に大変なことなのだ。600万円というのはまともに返した場合、15年間で18年間で400万円が600万円になるのです。延滞利息がついたら倍になってしまうのですよ。だから、学生支援機構もこの見直しを求められている、そしてブラックリストに載せるなんていうのは、カード社会のもとで新たなカードが使えないと。青年の生活破壊に結びつくようなやり方というのは根本的な見直しを求めていく必要があるのではないかと思います。

最後、県が奨学金の滞納について実態調査を行うこととすることを求めております。私も全国の状況を見てみました。京都新聞と沖縄タイムスの社説でこの問題取り上げていまして、これは昨年奨学金の滞納問題というのが大きな問題になって、奨学金対策全国対策会議というのが弁護士、大学の先生を中心につくられた。名古屋とか関西中心なのですが、NHKでも特集をしました。そういう深刻な青年の実態の問題を京都府、沖縄県でも把握すべきではないかと、社説でそういう提起もありました。学生支援機構がやる調査と、例えば岩手県がやる調査というのは性格が違うと思うのです。例えば岩手県、行政がやる場合には、青年の生活実態調査です。その中で奨学金の返済がどういう比重を占めているとか、担当は調査統計課になるのか、青少年・男女共同参画課になるのか、これは恐らく抽出だと思えますけれども、青年の生活実態調査というのは結構定期的にやっているのです。こういう問題はいろんな形で実態を把握して、それにふさわしい対策を講じていくべきではないかと思えます。その点について、奨学金の滞納問題の調査ということではなくて、青年の生活実態調査の中で、奨学金の返済というのがどういう比率を占めるのか、生活にどういう影響を与えているのかということを行われている調査の中にこういう項目も入れていくべきではないかと思えますが、それについてはいかがですか。

○堀江教育次長兼教育企画室長 ただいま委員からお話があった件につきましては、当教育委員会では判断できないところもございますので、関係する所管部局に斉藤委員のお話を申し伝えまして、検討していただくようにはしたいと思っております。

○斉藤信委員 これで最後にします。今まで项目的にこの請願については世界の動向、国の動向、県の対応をお聞きをしましました。給付制奨学金制度の創設というのは県も文部科学省も要求をしている課題です。そして、無利子奨学金の枠をふやすという点については、ふやす方向で今改善をされようとしている。そして、返還が困難な人に対する返済猶予期間、延滞金の高金利についても見直し方向が出されました。まだまだ手がつけられていない問題もありますけれども、新しい青年の深刻な問題として奨学金のあり方を根本から見直すという点で、私は今回の請願というのは大変重要な意義を持っていると、岩手県議会からこうした声を政府に上げていくというのは大変大事な意義を持つものではないかということ述べて私の質問といたします。

○熊谷泉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

○斉藤信委員 いろんな意見もあるようですから、ぜひ项目的に採択をしていただければと。

○熊谷泉委員長 ほかに意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 それでは、暫時休憩いたします。

〔休憩〕



〔再開〕

○熊谷泉委員長 再開いたします。

それでは、項目ごとに意見が異なりますので、項目ごとに採決を行いたいと思いますが、まずこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

初めに、本請願の中で請願項目の2の(1)を採択とすることに賛成の諸君の起立をもとめます。

〔賛成者起立〕

○熊谷泉委員長 起立多数であります。よって、請願項目の2の(1)は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の2の(2)を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷泉委員長 起立多数であります。よって、請願項目の2の(2)は採択と決定をいたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の2の(3)を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷泉委員長 起立少数であります。よって、請願項目の2の(3)は不採択と決定をいたしました。

次に、本請願の中で請願項目の2の(4)を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷泉委員長 起立多数であります。よって、請願項目の2の(4)は採択と決定をいたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の3を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷泉委員長 起立少数であります。よって、請願項目の3は不採択と決定をいたしました。

次に、受理番号第77号 学生の学費負担軽減、奨学金の拡充についての請願、項目1の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 全員採択でいいですか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 本請願については採択と不採択という意見ありますので採決をいたし

ます。

本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷泉委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定をいたしました。

なお、本請願につきましては国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、次の定例会に委員会発議をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。

当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付をさせます。

〔意見書案配付〕

○熊谷泉委員長 先ほど文案中の項目2の(3)は不採択となりましたので、この場で委員長が削除させていただきます。

○岩渕誠委員 これ前回の質疑の際にも申し上げましたが、この意見書の3番目のセンテンスの中ほどに「授業料の学生負担が高すぎることがあげられる」ということの列挙した後、「世界にこのような国はない。」という一文がございますが、アメリカにおいては恐らくこの初年度の学生負担の納入金ということからすると、同程度、あるいはそれ以上の金額になっているものと思われまいます。ここは削除すべきではないかと感じます。

〔齊藤信委員「了解」と呼ぶ〕

○熊谷泉委員長 ただいまそういう御意見がありましたので、ここは削除をさせていただきます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りをいたします。意見書案は修正案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、意見書案は修正案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、文言の整理等については当職に御一任を願います。

それでは、総務部関係につきまして、この際何かありませんか。

○齊藤信委員 奨学金のガイド、ガイドブックというのを見させていただいて、大学ごとに授業料の無償化、給付制の奨学金というのが幾つかあるところとないところがありました。あれは県立大学は載っていなかったものですからね。授業料の減免はかなり拡充していると私は承知していますが、改めて授業料の減免の状況と給付制の奨学金制度というのは、これは対象はかなり限られるのだけれども、そういう制度が全国的にはつくられている中で、県立大学も検討すべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○**及川総務室管理課長** まず最初に、先日資料を送付させていただきましたが、県立大学の授業料の減免関係につきましては、資料ナンバー4番の一番最後のページに添付させていただいております。資料ナンバー4の最終ページの裏面になっておりますが。

○**斉藤信委員** 岩手県立大学、はい。

○**及川総務室管理課長** 授業料免除につきましては記載のとおりでございますが、全学生を対象にいたしまして資格条件の欄にあります家計の基準ですとか、成績の関係だとかありまして、前期、後期、それぞれ2回に分けて減免をしております。

それから、平成23年の大震災津波に係る、例えば家屋の被害ですとか学資負担者の死亡、あるいは行方不明、そういった条件のもとで、これも前期、後期と、それぞれ減免をしているところでございます。

それから、奨学金の関係でございますが、これは成績優秀な学生等に月額3万円の支給額でございます。既に今年度分は決定されておりますし、大学院生につきましては月額5万円でございますが、既に今年度も決定しているところでございます。具体的な人数でございますが、今年度前期の減免の関係でございますが、通常分でございます。これは、全部で329名の学生に対して減免をしております。そのうち全額免除をしたのが21名、半額免除が308名という状況で、金額にいたしまして4,430万円ほどでございます。

次に、震災関係の減免の関係でございますが、平成25年度前期で117名が免除の合計数でありまして、その内訳といたしましては、全額免除が93名、半額免除が24名という状況で、金額ベースにいたしまして5,290万円ほどの減免となっております。

以上でございます。

○**熊谷泉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** なければ、これをもって総務関係の審査を終わります。総務部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、執行部から平成25年7月26日から28日及び8月9日の大雨、洪水による被害状況について発言を求められておりますので、これを許します。

なお、お手元に明日開催される県政調査会で配付される予定の資料を配付しておりますが、県全体の被害状況につきましては明日の県政調査会において説明がありますので、本日は所管事項にかかわる被害状況についての説明となります。あらかじめ御了承を願います。また、保健福祉部の所管に関する事項となりますが、正誤表が配付されておりますので、あわせて御了承を願います。

○**堀江教育次長兼教育企画室長** それでは、平成25年7月26日から28日及び8月9日の大雨、洪水による被害状況について御報告いたします。

配付しております資料でございますが、7月26日から28日にかけての大雨・洪水に係る資料1と、8月9日の大雨・洪水に係る資料2の2種類がございます。ただいま熊谷委

員長からお話がありましたとおり、本日は教育関係の被害状況のみの御報告いたします。

まず、資料1の7月26日から28日の大雨・洪水に係る教育関係の被害状況でございますが、5ページをお開きください。中ほどの8の教育施設の被害状況は、計欄にございますとおり18施設で、被害額は3,715万円、次の9の文化財施設の被害状況は、同じく計欄でございますが、7件で2,057万円となっております。

主な被害の内容につきましては、7ページに記載しております。若干字が細かくて恐縮でございますが、7ページに記載されているとおりでございますが、主なものとしまして、2の施設被害におきましては一関第一高等学校のグラウンド土砂の一部流出、陸前高田市立矢作小学校の敷地内のり面の一部崩落等、3の文化財被害につきましては、一関市の猊鼻溪の河岸洗掘等となっております。

次に、資料2でございます。資料2の8月9日の大雨・洪水に係る教育関係の被害状況でございますが、7ページをお開きください。中ほどの11、教育施設の被害状況は、計欄にございますとおり26施設で、被害額は1億153万円となっております。また、次の12の文化財施設の被害状況はこの1件でございます、被害額は300万円となっております。

主な被害の内容につきましては、9ページにまとめております。2の施設被害でございますが、盛岡工業高等学校及び矢巾町立矢巾北中学校のグラウンドの土砂流出、雫石町の御所湖広域公園艇庫、これにつきましては流木の注入による栈橋、作業船の破損です。また、紫波町、雫石町におきましては体育施設等のグラウンド土砂の流出等でございます。3の文化財被害につきましては、矢巾町の指定史跡、伝法寺館跡のり面崩落となっております。

いずれの被害につきましても県内を襲いました集中豪雨による被害でございます、特に資料2の8月9日の被害は、気象庁が8月30日に運用を開始しました特別警報にも匹敵する大雨ということで、県内の教育関係施設にも大きな被害がもたらされたところでございます。今後国庫補助等の可能なものにつきましては、国の災害査定等を求めながら財源確保を行い、市町村ともども災害復旧に万全を尽くしてまいりたいと存じております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○軽石義則委員 ただいまの報告について、関連するかどうかあれですけども、教育施設に入るか入らないかも含めてですが、スポーツ少年団が自主運営している施設もかなりの被害を受けていると承知をしておりますけれども、それらについてはどのように把握をされているのか、把握されているのであれば御報告をいただきたいと思います。スポーツ少年団の活動につきましてはこれまでにも青少年の健全育成、またそれぞれの各種競技の人材育成等に非常に重要な役割を果たしてきていると考えておりますので、ぎりぎりの線でこれまでも運営しておりますから、今回の被害によって、自主的に再建していくというの厳しい環境にあるとも聞いているところもございます。それらについて現段階で把握

していること、また今後それらに対して、国、県、市町村として支援する制度があるのであればお示しを願いたいと思いますし、ないとすればどのような形でか支援をしていかなければならないと考えておりますけれども、そのことについての考えがあればお示しを願いたいと思います。

○平藤スポーツ健康課総括課長 スポーツ少年団が自主的に運営している施設、公のものではない施設というものですが、これについては、申しわけございませんが、把握はしてございません。ただ、盛岡市周辺の河川敷にある自主的な施設については冠水したというような情報が入っておりますが、それについても詳細なデータは持ち合わせてございません。

支援制度につきましてですが、公の施設であれば公の形で補助という形は可能でございますが、私的な施設ということになりますと、例えばスポーツ少年団のサイドからの運営費の補助とかということは考えられる状況にはございますが、現段階ではその制度については検討されてございません。

○軽石義則委員 現状はそのようなことになっていると思いますけれども、しかし、今回のような予想を越える、これまで経験のない災害でございますので、ぜひ今後の青少年の健全育成として、スポーツの人材育成という意味では非常に大切ところであると考えておりますので、ぜひそれらも検討していただくようお願いをして終わります。

○岩渕誠委員 今堀江次長から報告があったところですけれども、災害の災害復旧費、国費を見込んであるということでありまして、災害査定を受けると、こういうことではありますが、現状で災害査定を受ける、予定しておるのはどのぐらいの箇所数に上るのか、そして具体的にはどういった施設なのか。それから、災害査定を受けて、その復旧までのスケジュール感、これを示してください。

○宮澤学校施設課長 災害復旧、それから災害査定でございますが、現在今回の大雨により災害を受けた教育施設につきましては、それぞれの施設につきまして災害の規模、被害額につきまして、県を通じ、あるいは市町村から文部科学省に報告済みでございます。

災害査定につきましては、具体的にいつというめどはまだ立ってございませんが、いずれ教育活動に必要な欠くべからざる施設でございますので、早急に災害査定が開始されますように、これから国と調整を図っていきたくと思います。

それから、めどでございますが、今回の災害につきましてはグラウンドとか、そういったものの被害がひどい、あるいは大雨によります法面の崩落が多いということでございまして、現在できますものにつきましては仮復旧が終わっておりますが、本復旧に向けましてなるべく体育活動に支障がないように、できるものにつきましては年内に復旧を完了したいと考えております。

○岩渕誠委員 わかりました。学校の休みが終わったばかりでありますから、実際の復旧事業というのはスケジュール的には厳しいのかなと思いますし、やはり復旧作業に当たる工事業者があらうかと思っております。これは大震災のときもそうですけれども、特に学校施設

に関しては教育上の配慮が必要だと思いますので、本来は国の災害査定をいち早くやるべきだと思いますけれども、現状において全然やられていないということであれば、私は積極的に査定前着工して、かなり前倒しでやる必要があるのではないかと考えております。

この被害の状況を見ても、例えばラグビーのグラウンドが使いなかつたり、仮復旧したといってもこれからいろいろ秋の大会に向けてとか、学校の中でさまざま必要な施設があるのだけれども、査定を受けなければ直してもらえないと状況では、全く理不尽きわまりない。ですから、制度としてあるわけですから、査定前着工を思い切ってやるべきだと思いますが、いかがですか。

○宮澤学校施設課長 今回の災害におきましては、かなりのものが自力復旧、あるいは復旧済みというものが多くございますけれども、中に例えば盛岡工業高等学校、あるいは雫石高等学校、小中学校におきましては矢巾町立煙山小学校、それから県南におきましては千厩高等学校等、規模の大きなものがございます。そういったものにつきましては、ただいま委員から御指摘がございましたとおり、査定前着工を積極的に制度活用して進めてまいりたいと思います。それにつきまして今後国にも積極的に働きかけてまいりたいと思いますし、市町村の学校につきましては必要な助言、指導を積極的に行ってまいりたいと考えております。

○岩淵誠委員 査定前着工というのは極めて有効な災害復旧に、スピード感を持っております極めて有効な制度であります。農地とか、そういうところが多く、学校現場で今まで導入したケースというのは余りないと思うのですけれども、ぜひ積極的に活用していただきたいと思います。

それから、もう一つ、文化財の被害に関してなのでありますけれども、特にいろんな被害額が出ていつも話題になりますけれども、建物の管理の部分があって、被害額としてあるのだけれども、復旧をすると、その費用負担をどうするのだという話なわけですが、現行制度上ではこの文化財の復旧について行政的な支援対応というのはどうなのですか。

○佐々木文化財課長 国指定ですとか、あるいは県指定の文化財であります。国庫補助、あるいは県費による補助という制度がございます。

○岩淵誠委員 例えばここには一関市の猊鼻溪の例が出ております。1,300万円の被害でございますが、そこは名勝でありますから、舟下りなどもやっておりますけれども、あそこは川でありますから、本来の河川管理者がどうなっているのか、これは県ですけれどもね。どうなっているのかということからすると、もう少し早くやらなければいけないのではないかなと思うのです。

私がお聞きをしていますと、行政の対応がちょっと遅いものですから、これは土木の話になるかもしれませんが、非常に線引きが難しいところですが、自力で発注をして、先行的にその観光関係の会社とかが先行してやっているというケースが多い話で、相談なり制度上の問題で、どこからどこまでを行政体がやるのか、河川管理の問題ですとか、文化財の中でやりますよという区分けがなかなかこれは難しいという話お聞きをしていま

す。ぜひとも現場をよく確認をして、区分け、仕分けというものをきちんとしないと、本来行政体が果たすべき役割を民間に押しつけていることになりまますから、その辺を確認していただきたいと思いますが、いかがですか。

○佐々木文化財課長 今お話のありました一関市の狛鼻溪につきましては、観光シーズンを迎えて、できるだけ早期に復旧したいということで、今現在既に会社等が河川の改修等を行っているという状態でございます。いずれ実際の所有者、管理者等と相談いたしまして、早期の復旧がなされるようにこれからも相談をして進めていきたいと考えてございます。

○岩淵誠委員 今答弁ありましたように、いわゆる自然景観にかかわる史跡とか文化財関係については、それと観光がかかわっている場合に、非常に民間の当初の持ち出しとか負担というのは極めて大きい傾向にあると私は思っております。そこに文化財という観点から、やはり行政が積極的に支援をしないと、行政が果たすべき役割を果たしていないケースも多いのではないかと。今後懸念をされるのは、どうも温暖化の傾向かどうか分かりせんけれども、こうした災害が不幸にして今後ふえていく可能性もあるという中では、そうしたところのコンセンサスをもう少し行政体としてやっていかないと、役所に頼んでも遅くなってしまふからやっつけてしまいましたという話になって、それはそれで進めばいいですけども、それは行政に対する信頼感の欠如につながってくるものと思います。ぜひともその辺をもう一度抜本的に見直すなり、きちんとした通知をするなり、あるいは被害があったところに対してはフォローをきちんとするなり、そういうことをしていかないと、問題が散見される事態になろうかと思っておりますので、今後検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○佐々木文化財課長 いずれいろいろな文化財、所有者、管理者がございまして、こういう災害が起きましたらば、そういったところと連携を密に、連絡を密にとりまして、できるだけ早期に復旧できるようにこれからも努めてまいりたいと考えてございます。

○斉藤信委員 岩淵委員の質問ともちょっとかわりますけれども、現時点で使用できない、使用が制限されている学校施設というのはどういうところでしょうか。

○宮澤学校施設課長 把握している中では、使用できないものとしたしましては、盛岡工業高等学校のグラウンドでございます。それから、他のものにつきましては自力復旧、あるいはまだ仮復旧の段階ではございますが、自主的な教育活動に支障のあるほど大規模なものだというのはほぼないと考えてございます。

○斉藤信委員 盛岡工業高等学校のグラウンドと、括弧して野球場、ラグビー場、陸上競技場、アーチェリー場とかあるのですが、ラグビー場以外は復旧済みということですか、ラグビー場があれですか、もう少し正確に。

○宮澤学校施設課長 正確に申し上げますと、現在復旧がまだ進んでいないのはラグビー場でございます。ラグビー場につきましては表土が全部流されておまして、例えば暗渠とか、そういった基本的な部分がすっかり表に出ているという状況でございます。

○**斉藤信委員** では、野球場その他は使えると、いろいろあるでしょうけれども。

それと矢野北中学校もグラウンドの表土流出 2,562 万円の被害額となっていますが、煙山小学校も校庭の土の流出 1,185 万円の被害額となっていますが、これはどういう状況でしょうか。

○**宮澤学校施設課長** 表土が若干流出したという状況でございまして、今後表土を若干足すと、少し厚くするという対応可能だろうと。現在のままでも全く使えない状況ではないと聞いております。

○**小西和子委員** この際も含むということですね。

○**熊谷泉委員長** はい。

○**小西和子委員** それでは、ただいまの被害につきましては日常的な学習活動ができるように早急に復旧を望みます。では、私からこの際 2 点お伺いいたします。

まず 1 点目は、高校授業料の無償化の所得制限についてでございますけれども、まずこれまでの高校授業料の無償化についても県教育委員会としての総括をお伺いいたします。

○**永井予算財務課長** お尋ねのございましたこれまでの県における高校授業料の無償化の現状等についてでございますが、まず実質的なところから申し上げますと、本県における無償化の対象者につきましては標準年限を超えた在籍者など、県立学校授業料等条例に定める納付義務者を除いた生徒を対象としたものでございまして、県立高校における平成 24 年度の実績といたしましては無償化の生徒数としては 3 万 80 名余になってございます。また、いわゆる授業料不徴収相当額の試算額というのは減免と考えたほうがよろしいかと思えます。不徴収相当額の試算でございますが、同じく平成 24 年度ベースで 34 億 8,200 万円余という数字になってございます。

この制度に対しますこれまでの県教育委員会としての評価についてでございますけれども、無償化の制度につきましては、大震災津波被災後の本県において、特に被災家庭等への、経済状況厳しい中であって授業料無償化が、保護者の経済的負担を軽減し、教育の機会均等を維持して復興を担う人材づくりにこの制度が役立っている、生かされていると認識をしているところでございます。

○**小西和子委員** 先ほど標準年限を超えた生徒については徴収をというようなことで、本来であれば国の趣旨にのっとらない形での徴収だったわけですがけれども、この間そのような形で徴収された生徒数とその額についてお伺いいたします。

○**永井予算財務課長** 本県条例にもとづきまして授業料を徴収いたしました生徒の数でございますが、平成 24 年度の実績で申し上げますと、時々で移ってまいりますので、平成 24 年 5 月 1 日の状況でございますが、納付義務者は 53 名ということになっております。そのうち、減免をした生徒は 2 名、全額の減免をしているところでございます。また、影響額ということでございまして、おおむねこの 53 名、課程によって全日制、定時制でございますので、53 名から徴収するとした場合の影響額は 105 万円弱という数字になっております。



○**小西和子委員** 100万円から105万円程度で子供たちにだめな人間だというようなレッテルを張るような無償化を岩手県は行ってきたと捉えております。完全無償化でなかったことは本当に残念でありました。

そんな中、今度8月27日に自民公明両党が高校授業料無償化制度の所得制限について、年収910万円以上の世帯を無償化の対象外とするということで最終合意をしたと報じられておりました。このことについて県教育委員会の見解をお伺いしたいと思います。

○**永井予算財務課長** 委員御指摘の現行の高校授業料無償化制度を見直しいたしまして、いわゆる一定基準以下の世帯の生徒に対します就学支援金の支給でありますとか、給付型奨学金による支援などといったようなことについて、私どもといたしましても文部科学省の平成26年概算要求に盛り込まれたということは報道等で承知してございますが、現時点におきまして、国から制度の設計でございますとか、対象者、その他詳細についての正式な説明がない状況でございますので、国に対してこれらの説明を早急に求めてまいりたいと考えている段階でございます。

○**小西和子委員** ということは、所得制限の調査方法とか、保護者への説明とか理解を得るための手だて等について、または今後のスケジュールについては全く白紙であるということなのでしょうか、お伺いいたします。

○**永井予算財務課長** 仮に制度の見直しがなされたら、そういうことになると、生徒保護者の皆さんへの影響と申しますか、御心配も多いと思いますので、早急に周知徹底でありますとか、あるいは制度の実施に向けてのさまざまな準備、条例、規則の制定でございますとか、予算措置等々の準備を早急にしなければということで、正直気をもんでいる状況でございますが、何分国からの正式な説明が今まだなされていないということでございますので、その辺の準備ですとか周知につきましてもまだ準備をしかねているという状況でございます。

○**小西和子委員** 国では恐らく来年度から、2014年度から施行したいというような動きのように報道されております。先ほどもお伺いしたわけですがけれども、標準年限を超えた生徒について徴収をするということにつきましては、やはり法の趣旨にのっとりまして、取り払うべきと考えます。100万円から105万円程度でございますので、前の条例をつくる時にはもう無償化だということであれしくて、そこまでは見抜けなかったことを本当に責任を感じております。

これからの動きになりますけれども、例えば一つの高校で生徒が1,000人いれば、1,000の世帯から書類を提出してもらわなければなりませんし、世帯の所得のどこで線を引くのかといったこととか、不平等感が生じないかということが本当に懸念されますもので、今からもう準備をしていかなければならないと考えます。それから、今まだ減免制度とかは生きているわけですので、減免制度の整合性をどのように図るのかとか、岩手県独自で行っておりますいわての学び希望基金事業等の手続も、特に沿岸の学校ではありますし、かなりの事務量が予想されますし、懸念されます。人員の補充が必要と考えますが、いかが

でしょうか。

○永井予算財務課長 委員御指摘の仮に所得制限が導入された場合の実務についての対応でございます。委員御指摘のとおり今から準備を始めなければ間に合わないという御指摘はそのとおりでございますが、何分先ほど申し上げたとおりの状況でございますが、具体的にどのような準備をしていったらいいのか、御指摘の世帯収入の確認事務につきましても、現行の無償化制以前には授業料減免、現在も若干ございますが、確認事務というものは県立学校各校で行っていたものでございます。今後県と国により検討されている所得制限の内容、所得の定義でございますとか、制限の内容、世帯の考え方などなど、これら内容によって、その事務量については相当な相違が出てくるのではないかなと推測をしているところでございますが、いずれにしても相当の事務量の発生ということについても想定されなくはございませんので、その場合には何らかの対応はその点も含めまして考えていく必要があるのではないかなと現時点では考えているところでございます。といったような準備の経費等々につきましても、国で行う施策でございますので、確実な財源措置などもあわせて要望してまいりたいと考えているところでございます。

○小西和子委員 現在保護者の雇用状況というのは非正規雇用がふえておりますし、大変不安定要素が多いものであります。恐らく所得証明等になりますと、一昨年のものであるようなことになったりすることが懸念されまして、果たして証拠書類に足り得るのかなと。例えば被災した二重ローンを抱えていても減免申請の対象にならないなど、所得だけで制限をかける政府案には疑問が大変多いものであります。国の制度設計がはっきりしていないところでございますけれども、このようなことについて県としてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○永井予算財務課長 被災生徒、被災地への影響ということでございます。これについては、まず今回見直しに対する生徒、保護者の関心は非常に高いと承知してございます。まず、情報の不足というものがありますので、保護者の皆様に、得られた情報をできるだけ確にタイムリーに丁寧に御説明をしてまいりたいと思っておりますし、これから国における制度設計がはっきりしてきた段階で被災地の実情等に反映した制度、あるいは特例というものができかどうか等についても十分に注視してまいりたいと考えてございます。

○小西和子委員 現在行われている条例でも、一度決まってしまうと、なかなか見直しがかけれないというようなことであります。今回も一度制度が決まればなかなか変えられない状況になると思っておりますので、1年ごとに検証を行って、きめ細かな制度にすべきだと考えます。

先ほどの請願の中でもありましたけれども、原則中等教育、高等教育が無償という国際人権規約というのを日本は批准しております。そういう中でこのような所得制限という高校授業料の無償化というのはどのように考えていらっしゃるのか教育長の見解をお伺いいたします。

○菅野教育長 高校授業料の所得制限のことについては報道機関等でいろんな報道がな

されています。今後国においては法律案を作成し、国会での議論をいただき、その中で法律という格好になるということだと思います。したがって、まず先ほどお話のありましたとおり、子供たちの教育に国としてどう負担を行っていくのか、それはどうあるべきなのかという根本的なところを含む要素を持った制度だと思っています。先ほどお話しになった条約の考え方、高校授業料というものに対しての基本的な考え方、したがって制度設計に当たっては今までの無償化に所得制限を入れるわけですので、国民の方々にそれを行うため、こういう考え方でやって、全体的に子供たちの生活を守っていくのだということを十分に御理解いただいて進める必要があるだろうと思っております。その辺については国会審議を通じて十分な議論がなされることを期待したいと思っておりますし、また実務を担当いたします立場からいたしますと、やはり学校現場は混乱をしたいと思います。時間がかかる、それからあとは一旦不徴収になりましたので、都道府県によってはシステムそのものを変えている県もあるわけなのです。したがって、条例を制定し、システムの改修まで行うことになりまして時間も要する。そういった意味で、全国知事会等はやる場合においては1年間延期してくれという申し入れ等も行っているところでございます。したがって、地方の意見、実情等にも十分配慮し、国民の理解を得ながら進めるといったことを私どもとしては期待したいと思っております。

○小西和子委員 よろしくお願ひします。何度も言うようですが、標準年限を超えた生徒から徴収するなどというようなことにならないように、徴収する対象者は完全無償化ということで何とかお願ひしたいと思ひます。

では、二つ目は短くなのですが、今年度に入ってから現職死亡の報告があります。それから、精神疾患の発症等の報告もあります。確かにさまざまな要因があるわけですが、その中の一つに、発達障がい等の個々に対応を必要とする子供たちへの支援の少なさ、そういうことが現場では問題になっている。悲鳴にも似た声が届けられております。この商工文教委員会でも何度も質問させていただきまして、さまざまな対策をとっていることは承知しておりますが、実際に県教育委員会の皆様方はそういう子供たちがどのような学校生活を送っているのかごらんになったことあるでしょうか。ある方ちょっと手を挙げてみてください。

ある。大変でしたよね。本当に大変です。それも例えば学級に1人だったら、サポートさんが1人入ってくださって、1対1対応で何とか安全確保ですね、まず安全確保と、その生徒の学習権の保障です。それはできるのですが、一つの学校に複数いる学校が結構あります。なのに、サポートが1人とか2人とかなのです。やっぱりここは1対1、1人の生徒に1人つかなければ対応できないのです。前にもお話ししましたが、教室をふいと出て校外まで、本人は逃げているとは思わないのだと思うのですけれども、飛び出してしまうというような生徒もいますから、もう必死です。担任外もみんな含めて対応しているわけではありますが、何といてもマンパワーが不足しています。以前に質問させていただいたときは、千何人の生徒に対してこのくらいのサポートがついてはいますとお伺い

しましたけれども、やっぱり個々の学校を見ていかなければ本当に大変なことになる。先ほど手を挙げられた県教育委員会の皆様方は、もう重々おわかりだと思いますけれども、やっぱり個々の実態調査をして、この学校には何人というふうにしていかなければ、とんでもないことになります。精神疾患がふえていることに対しまして文部科学省からもさまざまな取り組みの指示が出されているわけですが、まず現在の発達障がいと個々に支援を必要とする普通学級に進んでいる児童生徒の実態についてどのようにお考えになっているのか伺いますし、サポート体制はどうなっているのでしょうか。

○佐々木特別支援教育課長 委員御指摘のございました、初めに小中学校というところからお話をさせていただいてよろしいでしょうか。小中学校の通常の学級における支援を必要としている子供たちということで、発達障がいということに限定せずに、支援を必要としている子供に対するまず在籍状況の調査ということについてでございますが、平成 24 年 12 月に文部科学省から平成 14 年の調査以来 2 回目となる調査、通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒にかかる調査結果が出されました。全国の公立小中学校の通常の学級に在籍し、特別な支援を必要としている児童生徒の割合は 6.5%と出ていました。平成 14 年には 6.3%ということございましたけれども、今回は 6.5%、推定では 61 万 3,000 人在籍しているという報告がございました。この調査では、被災県である岩手、宮城、福島各県分は調査から除外はされております。本件におきまして、その実態調査については平成 14 年に実施しました国の調査項目、1 回目の調査項目をもとに平成 19 年に抽出調査を実施させていただいて、県内の小中学校の通常の学級に在籍し、特別な支援を必要とする児童生徒の割合は約 4.5%、推定で 5,300 人在籍しているという結果が得られました。今後本県におきましても今回の国の調査を参考にさせていただいて、単なる該当する生徒の在籍数、在籍率ということだけではなくて、児童生徒の受けている支援の状況につきましても、通常の学級に在籍する子供たちの支援の状況に係る調査も実施いたしまして、実態を把握するとともに必要な支援の手だてのあり方等についても考えていきたいと考えているところでございます。

次に、高等学校につきましても毎年 5 月ごろ、公立の高等学校に対しまして特別な支援を必要とする生徒の調査を実施しております。今年度の要支援生徒数は 946 名でございました。3.16%となっております。その内訳は、医師等の判断がある生徒が 223 名、学校の判断、学校として特別な支援を必要とする生徒が 723 名となっております。

それから、続きましてサポートの現状でございます。特別支援教育に係る支援員ということでの話をさせていただきますけれども、特別支援福祉員は国による市町村への交付税措置が行われていまして、平成 25 年 5 月 1 日現在で県内各市町村において 491 名が幼稚園、小学校、中学校に配置されております。これは、前年度比で 33 名の増加となっております。また、高等学校につきましてもこのような特別な支援を必要とする生徒への対応を充実させるため、県単独事業のいわてかがやき推進事業で、非常勤職員の配置、今年度は 24 校に 26 名配置しております。生徒の障がいの状態に応じては 2 校に支援員を複数配置

しているところでもございます。

このように、教員との連携のもと、幼児、児童生徒の日常の支援を果たす役割は大きく、今後もさらに研修等を通じまして個々の資質の向上にかかわっていきたいと考えているところでもございます。

○小西和子委員 ありがとうございます。

やはり早急に実態の把握をしていただきたいと思います。今現場で何が困っているのかと問うと、このことが真っ先に挙げられるというような実態であります。ですから、今年度中にでも実態把握をして、支援員をさらにふやすことを望みます。文部科学省から教職員のメンタルヘルスの問題にかかわる主な取り組みということで、平成 24 年度の 3 月には学校における労働安全衛生管理体制の整備のためにという文書等で、学校においても労働安全衛生管理体制を確立するようという通知が出ておりますし、10 月には教職員のメンタルヘルス対策についてということで、メンタルヘルスに関する現状と課題、教職員のメンタルヘルス不調の背景等ですね、ここが問題で、背景等予防的な取り組み、それから復職支援ということの通知があったわけですので、これを現場ではそういう特別な取り組みがされているという実感は全くありません。ぜひ岩手県としてはこういう取り組みをしていると、そして教職員のメンタルヘルスの問題に歯どめがかかるような、そのような施策を一日も早くとっていただきたいと思います。教育長の見解をお伺いして終わります。

○菅野教育長 子供たちが安心して教育を受けられるためにはやはり教員の健康というものが大事だろうと思っています。特に被災いたしました本県としては、沿岸部を中心に教職員は非常に大きな負担を負っております。ましてや震災後年数を経過するにしたがって、人事異動もございましたし、いろんな環境の変化もあると。そういったものに教員一人一人に的確に対応していかなければならないと。これまでもメンタルヘルス対策につきましては全県を対象としたもののほかに、被災地を対象に個別に保健師等が巡回を行う等、いろんな対策を講じているところでもございますが、子供たちに対する心のサポートとあわせて、教員に対するサポートについてもその時々状況に応じてしっかり取り組んでいきたいと思っています。

○福井せいじ委員 前もどなたか委員がもしかして質問したかもしれませんが、平成 25 年 8 月 19 日に体罰実態調査の結果を受けた懲戒処分等実施についての報告、そしてまた本日体罰調査に伴う追加資料をいただいて読ませていただきましたが、こういった体罰についての実態があるということ踏まえて、今後の対応ということで以前いただいた文書については改めて体罰根絶の取り組みを徹底するよう通知を発出するという形、今後の対応としてとられておりますが、今後体罰に関することについて、この通知だけで終わるのか、あるいはまた別の取り組みがあれば、具体的に教えていただきたいと思います。

○戸館教職員課総括課長 平成 25 年 8 月 19 日に今回の文部科学省の調査で発覚をした案件について必要な処分等を行ったわけでありますけれども、今回アンケートを通じて発覚したということで、一つはふれあい電話という仕組み使って、体罰と思われるような件が

起こった場合の連絡体制みたいなものは整備したわけですが、抜本的に体罰を防ぐような取り組みに関して、私どもとしても今までのような通知するですとか、あるいは会議等の場で注意喚起をするというだけでは足りないのだなということは感じております。

こうした事案が実際学校の現場でやっぱり教員と生徒の生のかかわりの中で出てくるわけでありまして、一つはそういったものに寄らずさわらなくなってしまっても困りますし、こういった事案が起こりやすい場面で、やっぱり教員の側がしっかりと自分の感情をコントロールして、そして指導する技術をしっかりと身につける事が大事だろうと思っています。そういった意味で、スキルを身につけるような研修の機会と、座学とは違ったような形の研修もできないかということで、今検討に着手したところでございます。

○**福井せいじ委員** ありがとうございます。

前回いただいた書類の文書と今回きょう追加でいただいた資料を見ると、非常に軽微なことで、些細なことと言ってはいけないのかもしれませんが、そういった中でも教師の体罰が出ている、発生しているのだなということをちょっとびっくりしたのです。いろんな場面があると思いますが、ほんの些細なことでもやはり教職員の皆さんの精神状態、今小西委員からもちょっと違うことで言われましたが、非常にストレスとか、セルフコントロールができない状況もあるのかと思います。そういった意味で、私はいじめの問題のときにも言いましたが、いじめの解決の主役はやはり生徒自身にありだと思っておりますし、この体罰の問題の解決自身も教職員の方が主役になって行わなければ根絶はなされないと思います。そういった意味で、教職員同士の話し合いや、また教育委員会が主体となった、こういった形で自分の気持ちをコントロールする、あるいは本当に生徒に伝える手段というのは何なのかということ、ぜひ話し合う、あるいはそういったスキルと先ほどお話ししましたけれども、スキルかどうかわかりませんが、そういった場を設けて、根本的な解決に取り組んでいただきたいと思うものであります。教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○**菅野教育長** もちろん体罰はあってはならないことではありますが、私も一つ一つ見せていただきましたが、やはりいろんな場面において発生している。しかも逆に、子供たちにかかわらないということになりますと、それはもう本末転倒になります。ですから、子供たちの行ったことに対して、やっぱり教員として怒ると、大人として怒っているのだということを態度で示さなければならない場面というのは、それは当然あるだろうと思っています。そういったときに子供たちにどう向き合っていくのか。それはいろんなストレスを抱えて、そのときにかつとなってしまうことは確かにあるだろうと思っておりますが、それは単に通知を発したから、もしくは処分を行って威嚇したからでなくなるというものではないだろうと思っています。先ほど教職員課総括課長から御説明申し上げましたとおり、やはりもう少し我々として考えていかなければならないのではないかと。子供たちとかかわり合い、そういった場面においてどうみずからをコントロールして、みんなで組織としてやっていくのか。それは、学校の中でもいろいろ取り組んでもらわなければならないと思いま

すし、県教育委員会として取り組むべきこともあるだろうと。そういったいろんな場面でのスキルを身につけていただくような研修の機会がとれないだろうか。単なる今までは教科指導だったわけですが、子供たちとのかかわり、自分の感情をどうコントロールしているのか、そういったところまで少し踏み込まなければならないのではないかと考えております。したがって、私ども県教育委員会で取り組むこと、市町村教育委員会にお願いすること、学校での取り組みをお願いすること、それぞれ役割分担をしっかり持ちながら、私どもとしてやれることを検討してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 私ちょっと今の体罰のことにかかわって、きょう皆さんに業務報告ということで資料を出されているけれども、委員会で報告すべきだと思いますよ。文書で渡して、あとはしらっとやるという、体罰問題というのは全国的に極めて重大な教育問題、社会問題になった問題で、全国調査をやってその結果こういう処分をしたということは、委員会にこそきちんと報告すべきではないか、まず先に教育長にお聞きします。

○**菅野教育長** 処分については過日行わせていただきました。教育委員会の場合、どうしても教育委員会議を経て処分を行うということがございます。したがって、教育委員会の議案として出ますので、その際に当然公表させていただいた格好にはなっております。したがって、今回体罰問題というのは大きな関心を持った事案でもありました。したがって、議会とのかかわりをどうすべきかということについては今後の課題として検討させていただきたいと考えています。

○**斉藤信委員** 私、教育委員会議の議事録を見させていただきましたけれども、4月以降ですよ、ほとんど15分で終わってしまっているのね。これを審議したときにはどのぐらいの審議されましたか。

○**戸館教職員課総括課長** 平成25年8月19日の教育委員会議、それから事前に中間報告のような形で教育委員の集まりの場で、お話をいただいておりますが、合わせると恐らく1時間半ぐらいではないかと。

○**斉藤信委員** 合わせないでください、教育委員会議は教育委員会議。だめです、そんなの。委員長、私は教育委員会議がどのぐらい審議したか聞いているのです。

○**戸館教職員課総括課長** 申しわけございません。教育委員会議の時間、トータルの時間は押さえておりますけれども、体罰に係る審議をどのくらい時間かけたかというのはちょっと正確な数字今持ち合わせておりません。

○**斉藤信委員** 企画室長もわからないの。

○**堀江教育次長兼教育企画室長** ただいま教職員課総括課長が申し上げたとおり、定例会全体の開始時間と終了時間というのはこちらで押さえておりますが、複数の案件が係っているということで、その場合個々の案件ごとに何分審議したといった記録までは残しておりませんので、その点は御了解いただければと思います。

○**斉藤信委員** 全体時間は。

○**堀江教育次長兼教育企画室長** 当日の定例会の全体時間は1時間半でございます。

○**斉藤信委員** 私8月の早々に教育委員長が講演するということで教育委員会議の議事録をざっと見ました、4月以降だけ。15分なのです、ほとんど。そうそうたるメンバーが集まって、正式の会議の議事録が残っているのはその程度なのです。ところが、重要なことを決定するのは教育委員会議なのです。事前の説明とかなんとかというのは、これはあくまでもその他であって、私は議事録に載るような議論をきっちりしないと、教育委員会議は県政の重要な課題についてどんな議論をしてどういう方向を示したのか示されないのではないかと。15分程度の会議をやっているようだったら、教育委員会議は不要なのであります。私は、教育委員会議でこそけんけんがくがくの議論をしていただきたいと。教育長いかがですか、あなたの教育委員の一人なのだけれども。

○**菅野教育長** 最終的に現行制度で教育委員会の意思を決定するのは教育委員会議でございますので、その中で各委員がいろんな議論をいただき、県教育委員会としての方針を決定していくということとと思ってございます。したがって、これまで教育委員会の活性化については議会での御指摘もいただいておりますし、議会運営委員会でのお話もいただいております。そういったたびに各委員には情報をお伝えするとともに、各委員もそういったことをかなり意識されて学校現場に行かれていろんな職員と懇談したり、その中で自分の知見に基づき教育委員会の中で議論をいただくというお取り組みをなさっていらっしゃると思います。したがって、私どもとしても今の委員の御指摘を踏まえまして、さらに委員の教育委員会議での活性化が図れるように、私も委員の一人でありますので、努めてまいりたいと思っております。

○**斉藤信委員** 時間の問題はこれだけにしますけれども、私驚いたのです。4月以降教育委員会議の会議時間がたった15分でずっと続いているの。本当にね、この際だってあるのだし、県政の教育問題の課題がこんなに山積みになっているときに、本当にどういうことなのかと今全国的にも教育委員会のあり方、教育委員会議のあり方が問われていますから、その使命に本当に応えるような議論を議事録が残る形でしっかりやっていただきたい。強く求めておきます。

それで体罰問題で、この調査をする前の報告はゼロ件でした。そして、今回は文部科学省への報告件数が64件となりました、人数は52件ということのようですけれども。やっぱりこういう調査をしなければ実態が出てこない、体罰問題というのは先生の間でもわかっているのに報告しないというケースなのです。いじめと違って、体罰は隠れてやっているのではないのです。そういう点で、一つはゼロ件が64件になったということを深刻に受けとめるべきだと。

もう一つは、処分の内容を見ましたけれども、甘い処分だと思います。減給、これは打撲を与えた場合に減給になるのですね。その他は何回体罰があっても戒告ですよ。許されません。3回も4回も体罰やっていて戒告で済むなんていうことは。そういませんか。繰り返されたら戒告で済まないと思います。

戒告以外の訓告、文書警告みたいなものもあるけれども、全体として体罰問題について甘



い対応に終始をしていると。体罰というのは子供の人権侵害なのです。これは許されない暴力行為で犯罪行為なのです。例えば被害者が警察に訴えたら事件になるのですよ、傷害事件に。傷害の程度はいろいろあるけれども。暴行事件、傷害事件になるのですよ。私は、そういう問題として受けとめて対応しなくてはならないと。学校だからこんな甘い、訴えられないからこういう程度に済ますということでは問題解決できない。禁止されている問題ですから。教師の体罰というのは、法律で禁止されている問題がこうして繰り返され、ゼロの報告がこういう形で出てくるということについてもう一回教育長に、全体として甘いのではないかと、社会一般の常識から見ても対応が甘いのではないかと思います、いかがですか。

○菅野教育長 御指摘のとおり、体罰事案が発生したということは大変遺憾なことだと思いますし、改めておわびを申し上げたいと思います。

処分についての調整については、当然一定の基準で処分を行うわけでございますので、過去の事案、それから県教育委員会として既に発してございます処分基準案にのっとり、それは不公平のないようにバランスをとって行ったところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、何よりも子供たちに非常に大きな影響を与えるということ。一方で子供にかかわらない、怒ってはならないとか、それはまた別な問題で、やはり子供に対してしっかり示すところは示していかなければならない。その示し方として、やはり暴力行為というのは許されないことであります。したがって、先ほども示したとおり、単なる通知もしくは処分を行ったから解決する問題ではないと思ってございます。

実際報告がなかったという反省にも鑑みまして、先ほど課長が申し上げましたとおり、御父兄もしくは子供たちから直接学校ではなくて別なルートで県教育委員会もしくはふれあい電話に通報といいますか、連絡ができるシステムをとらせていただきましたし、また先ほど申し上げました教員に対する支援についてもまた別な観点から努めていくと、その両面から私どもとして体罰の根絶に向けて努めてまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 もうちょっとリアルにいきましょう。例えば戒告処分だった中学校の男性教師ですけれども、去年の7月3日、生徒の右足を1回踏んだ。10日後、7月13日、男子生徒1名に対して髪を二、三回引っ張った。8月28日、男子生徒を集めてプールサイドで全男子生徒16名に対し、履いていたスリッパで頭を1回ずつたたいた。この教師は平成15年10月、生徒1名を投げ倒すという体罰を行い、文書訓告を受けていたと。2回目ですよ。2回目というか、4回目、5回目というか。これが何で戒告なのですか。1回目ではないのですよ。こういうものが戒告で済むということ自身が一般常識から外れているのではないかと思います、課長に聞きますか、何でそうなるのですか。

○戸館教職員課総括課長 体罰に関しましては今複数回というお話がありましたけれども、体罰を常習的に行っていた職員に関しては標準処分では停職、減給または戒告ということになっております。今回発覚した案件の中で過去に処分を受けていた例が2例ござい

ます。1件は前回、平成21年に戒告の処分を受けていた案件、こちらは減給処分といたしました。今御指摘のあった案件については、平成15年に訓告の措置を受けていた案件ということでありまして、年数も間をあいておりまして、許されないことではありますけれども、年数があいているということと、その減給処分になった案件とのバランス等考慮して、戒告という処分にさせていただいたところでございます。

○**斉藤信委員** 時間見て終わりますから。

私が今紹介したように、ここに列挙されている体罰が3件紹介されているのです。そして、平成15年に文書訓告を受けていたと。これが常習でなくて何なのですか。これはもう指摘だけにとどめます、もう結果が出ている話ですから。ただ、こういう事例を見ても極めて甘過ぎると、一般社会では通用しませんよと、こういう程度の処分では、そのことは強調して。

最後に、35人学級全面見送りという報道があつて、私はがっかりしているのですが、本当にこれは自民公明政権のもとでの逆流現状だと。ただ、記事の中では、加配教員の数を今年度より大幅にふやすという話でありました。復興加配というのもありますし、少人数学級の拡充に活用できるのではないかと思います。復興加配とあわせて来年度の、来年度確実に岩手県は小学校まで少人数、35人学級は拡充されると思うけれども、どのように文部科学省の動向、岩手県の取り組みを考えているか示してください。これで終わります。

○**小菅小中学校人事課長** 過日示されました文部科学省の概算要求を見ますと、教職員の定数の改善ということで3,800人計上されておりました。そのうち少人数教育の部分につきましては平成26年度2,100人ということで示されておりましたので、これが岩手県にどのくらい来るかという話になると思いますが、100分の1とすれば20人程度ということになるわけで、今年度よりもふえていくことは多分大いに期待したいと思っております。

岩手県の場合には、既に小学校3年生まで35人学級ということで実施しておりますけれども、平成26年度につきましては再度数を確認した上で、小学校4年生まで拡充したいと考えてございます。それ以降の部分につきましては、実際少人数指導との有効性の部分につきましては、市町村教育委員会等からも少人数指導についての要望が多い実態もありますので、バランスを勘案しながら、今後検討していきたいと考えています。

○**熊谷泉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会関係の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**熊谷泉委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、商工労働観光部関係の山田町の緊急雇用創出事業についての調査を行います。

調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 それでは、お手元に配付しております資料に基づきまして、山田町の緊急雇用創出事業に係る平成 23 年度補助金の再精査の状況について御説明申し上げます。

まず、平成 23 年度における山田町に対する補助金の概要でございますが、平成 23 年度は N P O 法人大雪りばあねつ。を受託者とした山田町災害復興支援事業ほか 29 事業の実施に対し、実績で 7 億 8,300 万円余の補助金を交付いたしました。そのうち、先ほどの災害復興支援事業に係る補助金額は 4 億 3,000 万円余であります。

次に、災害復興支援事業に係る再精査の状況についてでございます。これまでの経過でございますが、県において証憑書類等、書面による再確認を一通り終え、現在山田町と調整を行っている段階でございます。再精査における考え方ですが、平成 24 年度事業の検査と同様に、事業目的に沿った執行であることと証憑、支払い証票等でその支払いが確認できるかどうかにより整理を行いました。この点につきましては、既に平成 23 年度末の完了検査でも確認を行ったところでございますが、当時の説明と異なる事実が判明したのもございます。また、これまでに明らかになった受託者の経理の実態を踏まえ、計数チェックに加え、支出内容の質的な部分を吟味したところであり、支出の明細がわからない、あるいは事業との関連を確認できないものなどは補助対象外とすることといたしました。

その結果、補助対象とすることに疑義があるとした経費は、資料裏面の一覧のとおりでございます。表中、実績額の欄は、平成 23 年度末完了検査で確認した額であり、その一部について疑義があったものは右欄にその説明を記載しております。

主な内容といたしましては、支出の内訳記録、あるいは旅行の命令や復命がないため、支出内容とこの事業との関連が確認できないもの、納品書や見積書等はありませんが、領収書など、支払いを確認できる書類が欠けていたもの、修繕費や材料費の項目では、その実態が緊急雇用創出事業で認めていない建設工事であると認められるもの、リース費におきましては対象物件の購入代金を N P O 法人が直接支払っており、リース費が何に対する支払いであるのか確認できないものなどでありました。

なお、まだ山田町と調整中のため、現時点での金額の表示は控えさせていただきましたことをどうぞ御了承願いたいと思います。今後山田町からの説明を受けるなど確認を進めた上で、できる限り早期に結論を出し、所要の手続を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○熊谷泉委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○岩淵誠委員 基本的なことだけお聞きいたします。

再精査における考え方の 2 の (2)、このイの平成 23 年度末の完了検査時の説明と異な

る事実が判明した場合ということが言われております。裏面を見ますと、疑義がある主な内容と、こういうことになりましたが、異なる事実というものは判明した場合と書いているぐらいですから、異なる事実はあったのでしょうか、あったとすれば、具体的には何でしょうか。お答えできる範囲でお答えいただきたい。

それから、全体の話で、細かな何十何円単位までは結構でございますけれども、今協議中だから金額は明らかにできないということですが、おおよそにおいて何割程度に疑義が生じているのかということについてはぜひ明らかにしていただきたいと思います。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず最初の、異なる事実があったかどうかということですが、これまでの我々の調査で判断する限り、異なると判断しているものはございました。

主な内容でございますけれども、先ほども若干申し上げましたけれども、材料費、リース費に計上されております御蔵の湯の建設に係るもの、これはリースによる整理だという説明を受けておりましたが、これまでさまざま確認したこと等からは、リースではなく直接建設を発注したものではないかと判断しているもの、これが一番大きな内容でございます。そのほかリースの中には、先ほど申しましたとおり、直接口座の記録に名前のあった企業に確認して、NPO法人に直接販売して、NPO法人から代金を受け取ったという確認をとったものがリース費の中にもございます。

二つ目のおよその金額でございますが、これにつきましては大変申しわけございませんが、今時点での説明は勘弁させていただきたいと思います。

○岩渕誠委員 再精査をしているわけでありますので、今この材料費の部分、それからリース費の一部についてはこの委員会の中で、従前から御報告いただいているとおりの中身を改めて列挙したのだと思いますけれども、実際に再精査しておる段階でありますので、事実と異なるという点に絞って言うと、具体的に項目で言うと何点、何項目にわたって事実と違うことがあったのか、そして従前の委員会に対しての説明とは別に、新たにその異なる事実というものがあったのか、なかったのかということについて改めてお聞きをしたいと思います。

それから、金額ということではなくて、私は割合ということでお尋ねしていますから、金額は結構でございますが、大体何割程度に疑義が生じているのかをお答えいただきたいと思います。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 事実と異なることについて具体的に何点かという御質問でございますけれども、委員ただいま御質問の中にもございましたけれども、御蔵の湯に関する事項等はこれまでの委員会の説明の中でも申し上げておりましたが、それらを含めて平成 23 年度末の完了検査の時点とは異なる事項がわかったものについてということでは申し上げました。具体的に何点というカウントはしておりませんので、御容赦願います。

疑義がある事項の割合でございますけれども、全体事業費 4 億 3,000 万円余ということでは、その中の何割ということは、結局その疑義がある金額ということになりますので、大

変申しわけございませんが、説明を勘弁させていただきたいと思います。

○岩渕誠委員 それではなかなか議論にならないといえますか、ある程度再精査をされて、もう少し具体的な状況が見られるのかなと思ったわけでありませけれども。

委員長をお願いをしたいわけですが、やはりある程度の審議をするにしても、具  
体の数字、細かいところまでとは言いませんけれども、再精査をしたことを踏まえて、も  
う少し答弁の協力いただけるようにと思います。

○熊谷泉委員長 後で取り計らいます。よろしいですか。

○岩渕誠委員 はい。

○斉藤信委員 山田町のNPO法人問題、今裁判も継続をしているところでありますが、  
まずきょう報告があった再精査における考え方のアですけれども、平成24年度事業の検証  
と同様に使途が事業の目的に合致しており、かつ支払い証票で支出内容が確認できるもの  
を補助対象とする、これ当たり前なのです。平成23年度完了検査でやっているわけじゃな  
いのですか。完了検査で見逃したものという意味ですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 下のイ、ウに書いてございますけれども、一つは当時の  
説明と異なるということがわかってきたものがございます。もう一つは、ウに書いており  
ますけれども、結論から申し上げますと平成23年度で発見できなかったものになろうかと思  
います。

○斉藤信委員 山田NPO法人問題というのは平成23年度だったと思いますよ。これを  
岩手県が見過ごした、チェックできなかった責任は極めて重大だと思います。何度も私は  
この場で取り上げてきたけれども、まず5回も契約変更が行われたわけです。そして、第  
4回、第5回は、いわば不足分の補正だったのですよ。もう使い切って、不足した分を4  
回、5回、12月と1月に補正したのですよ。それあなた方が認めてしまったのですよ。私  
は、そこにまず重大なチェックミスがあったのではないか。私がこの間指摘してことにつ  
いてはどういうふうに検証されましたか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 今回改めて県の対応についての検証という作業は行っ  
ておりませんが、ただいま委員から御質問のありました山田町の変更に対する県の補助金  
の承認でございますが、この点につきましてはあくまでも事業として特段の問題が見受け  
られないということで承認したものでございます。当時の状況から振り返れば、必要なチ  
ェックを行った上で承認をしたものと考えております。

○斉藤信委員 必要なチェックをしたものと考えているなんてだめです、そんなことでは  
大体前回の審査のときに、執行されたやつも報告されていなかったと答えているではない  
ですか。契約変更を県に申請の前にもやられちゃったと、説明を求めなかったと、報告を  
求めなかったとも言っているではないですか。だめなのですよ、そんなでたらめなこと言  
っていたら。県が見過ごしてきたものたくさんあるのです。

少し各論でお話をします。まず、一番の焦点で取り上げてきた御蔵の湯です。御蔵の湯  
については県と山田町の間で何回もやりとりがあって材料費、リースならいいと、建設工

事はだめと言っていた。だから、リースという形で県は事実上認めたのですよ。リースは認めるのだったら、リースの対象は誰なのか。オール・ブリッジという全く実態のない会社ではなかったですか。そういうチェックもしなかった。しかし、今回の再精査で、費目は材料費であるが、実態は建設工事であり、軽微な修繕等の材料購入とは認めがたいと言っていますね。平成 23 年度のときにこんなことはわかっていたのですよ。私は前にも指摘したけれども、NPO 法人から宮古地域振興センターに平成 23 年 9 月に建築確認申請が出されているのです。そして、9 月に建設工事が発注されているのです。9 月ですよ、建設工事ですよ。あなた方が全くこの問題をチェックもせず、山田町にやり口だけ教えた。材料費でリースならいいと。そうやってやったのです、山田町は。しかし、実態は全くなかった。この問題についてどういうふうに考えているのですか。なぜそれでもって当時の対応が正しかったと言うのですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず一つ、リースと教えたと、今御蔵の湯の整備に関して頻繁なやりとりのもとにリースでの対応という指導をしたということでございますけれども、この件につきましてはこれまでも再三御説明申し上げておりますとおり、個別具体の事案を前提とした説明ではなくて、あくまでも制度の考え方として説明してきたものでございます。

もう一つ、建築確認申請の件でございますが、確かに同じように沿岸広域振興局宮古土木センターに提出されております。同じ建物の中ではございますけれども、残念ながらそこまで宮古地区の各部局間で必ずしもそういったところまでお互いの情報を承知していたわけでないために、決してそれを県が事前にわかっている御蔵の湯の建設を認めたということは決してございません。

○斉藤信委員 いいですか。山田町と宮古地域振興センターのやりとりは何回かあって、きちんと答えているのです、あなた方は。建設工事は認められない、材料費、リースならいいと。あなた方がそう答えて、材料費、リースで契約変更が来たのでしょうか。だったら、リースの相手は誰なのですかと、信頼できる者なのですかと、契約計画には 1,000 万円ですよ、リース料、御蔵の湯の。そういう実態を確認するなんていうのは最小限のチェック義務でしょうが。県の誤りを認めたがらないけれども、行政も政治もそうだけれども、結果責任なのです。結果に対してどういう責任をとるかなのです。

そういうやりとりの中で、建設工事は認められないが、材料費、リース物件ならいいと、それで申請が上がってきた。だったら確かめなければだめです。ちょっとしたリースではないのだから。ある意味でいくと、NPO 法人破綻の最大の、これは焦点、試金石だったのですよ、御蔵の湯というのは。

部長は、私の予算委員会の質問の中でこう答えているのですよ。結果としてその不正なり偽りを当時の審査の中で発見できなかったということだと認めているのです、部長は素直に。担当の特命参事が、あなたもそう思いませんか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 結果という意味では、県はその事実について発見、事前

に察知することはできなかったということになるかと思います。

○**斉藤信委員** だから、これは私が言ったように、9月に建築確認申請されて、そして建築工事の発注がされたのです。平成23年の9月ですよ。この時点でチェックしていたら、平成23年度の不適正支出なんていうのは、もうこの程度でとどめられたのです。平成23年のいわば半年のところでチェックできた。実は平成23年5月2日に県社会福祉協議会が山田町長に直訴して、大雪りばあねっと。は各ボランティア団体とあつれき、亀裂を生んでいると、不要なものまで買って請求書だけよこしていると、この団体は北海道に帰ってもらったほうが良いと、県社会福祉協議会の専務が、5月2日ですよ。それを無視してさまざまな役職につけていったのが山田町だった。大事なそういう時々きちんとしたチェックをしていたら、この問題は最小限に防げたのだと思います。材料費は、この実績額では6,199万円になっていますが、御蔵の湯関係でどのぐらいになるのですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 御蔵の湯関係の材料費は、約4,200万円余でございます。

○**斉藤信委員** そうすると、まず材料費が6,100万円ですから、半分以上は御蔵の湯関係ということになると思うのです。この材料費というのは半端な額ではないので、チェックして当たり前だと思います。そもそもこの緊急雇用創出事業というのは1,500万円から始まったのです。それが5回の契約変更で4億3,000万円になったこと自体が異常なのです。あの得体の知れない、実態も把握していないNPO法人に対して1,500万円から4億3,000万円まで、山田町の言いなりに契約変更を認めてきた中にこういう御蔵の湯というようなとんでもないものが入っていたと。そして、12月の段階で使い切ってしまった。それを山田町は補正予算しようと思って、ストップがかかってこの問題が発覚したわけですよ。本当にもうずぶずぶだったなと思います。山田町の補正予算というのは不足払いです。それは認めますか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 不足払いであったのかどうかはわかりません。

○**斉藤信委員** 人件費とかその他、平成23年度分が平成24年度に支出されましたね。これ幾らありましたか、平成24年度分で支出をされた平成23年度分の関係で。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** さまざまな形で平成23年度分の支払いが行われていたと記憶しておりまして、リース会社が一旦受け取って、それをNPO法人にバックしてさまざまな支払いに充てた額は4,200万円と記憶しております。

○**斉藤信委員** 平成24年度は5億2,000万円の不適正支出となっているでしょう。その中に平成23年度分があったと思います。それが4,200万円ですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 平成24年度分の不適正な補助対象外として除外した金額はおよそ5億円ございました。その中の1億800万円余、これがリース会社への支払いで、これもその5億円の一部でございます。このリース会社への1億800万円余の中からNPO法人にもう一度バックして、平成23年度分の人件費の支払いに充てられたり、あるいは光熱水費等、これは直接だったのかどうかわかりませんが、充てられたりしたものでございます。

○齊藤信委員 4,200万円もね。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 4,200万円もその5億円の一部です。

○齊藤信委員 私が聞いているのは、平成24年度というのは一応調査して確定しているのだから、平成24年度であなた方が調査したときに、そこに平成23年度分が入っていたでしょうと、それが4,200万円ですかと。その手口は、リース会社に1億800万円出していたと、それがNPO法人に戻って、平成23年度分の人件費とか光熱水費に払われましたよね、そういうことで確認していいのですか。平成23年度分が平成24年度に潜り込んでいたのが4,200万円ということですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 申しわけございません。私の今の手元の資料でそのリース会社に支払われた1億800万円の使い道を年度別に整理したものがございませんので、今の御質問には即答しかねます。

○齊藤信委員 では、第4回契約変更、第5回契約変更、この総額幾らですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 ちょっと確認してから答えることにします。失礼しました。1億6,898万3,645円です。

○齊藤信委員 この第4回、第5回というのがもう使い切って補正したという額を私は山田町の担当課長から聞いてきたのです。そうだと。だから言っているのです。私が断定して言っているのではない。だから、実際には1億6,800万円はもうつじつまが合わなかった額だったのです。私は、平成23年度に本当にしかるべきチェックをしていたら、平成24年度の7億2,000万円とか5億2,000万円なんていう話にならなかったと、もう本当に残念で仕方がない。

それで、もう少しお聞きしますけれども、これだと御蔵の湯関係は、実態は建設工事だから適正な事業目的には合致しないことになりますね。そうすると、ここで働いていた人件費も対象外になりますか、どうなりますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 あくまでもその施設の整備に係る経費を対象外と考えておりまして、人件費は特段問題ないと整理しております。

○齊藤信委員 はい、わかりました。

この表の中で制服費435万3,245円、これには何の疑義の内容がないのです。しかし、1着20万円のブランドスーツ、これを貸与していたのか、出していたのか裁判でもこの問題は不正だと言っているではないですか。県は、なぜこの問題を事業目的に合わないと言わないのですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 その1着20万円のブランドスーツでございますが、この4億3,000万円の中にはその代金は含まれておりません。

○齊藤信委員 どこに含まれるんですか、制服費じゃないの。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 全体像が平成23年度で精算した額が4億3,000万円ですが、未払いのものや持ち越した分などさまざまございますので、そのお金がどこから出たのかは承知しておりません。



○**斉藤信委員** 今問題になっている裁判でもこれは指摘されているのですよね。無駄な支出だったと、事業外だと、目的外だと。20万円のブランドスーツを何着購入したのか、そしてその領収証はあるのか、ないのか。どうですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 先ほども申しましたが、この4億3,000万円の内訳に入っていないために、その支払い明細等々一切確認しておりません。

○**斉藤信委員** では、この証拠書類はなかったということですね、ブランドスーツの証拠書類はなかったと。わかりました。それでここは空白になっているということですね。ここには含まれていないと。驚くべき実態です。

それで、金額的に一番多いのはリース費なのですね、9,841万円。私は、このリース費で水上バイクとか、いろんなもの買ったのではないかと思います。主なものを挙げてください。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 今御質問にありました水上バイクは平成24年度に入っておりましたので、この平成23年度に入っている主なものでございますが、一つは御蔵の湯、一つに高速ボート、災害対応機材などがございます。

○**斉藤信委員** 高速ボートをリースしたというのは実態なのですか、それともこれも買っているのですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 平成23年度の完了検査で確認したのはリース契約書と、その領収書でございました。今回確認したのはその販売元の会社がNPO法人から代金を受け取ったと確認しております。

○**斉藤信委員** 販売代金として売ったということですか。何かもっとわかりやすく言ってください、わかりやすく。本当にリースだったのか、買ったのか、幾らだったのか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 買ったというより売ったと、NPO法人に売ったと。

○**斉藤信委員** 幾らで。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 平成23年度の4億3,000万円の中で高速ボートのリース料として計上している額でございますけれども、1,050万円です。

○**斉藤信委員** 高速ボートも買ったと。完了検査ではどうなっていたのですか。どういう説明があってクリアされたのですか。リースの証明書みたいなのがあったのですか。なぜこれが見過ごされたのですか。1,050万円ですよ。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 念のために繰り返しますが、あくまでも売ったと販売元の会社に確認しました。買ったつもりなのかどうかはNPO法人には確認はしておりません。あくまでも販売元に、売りましたと確認をしております。

次に、平成23年度の確認の方法でございますけれども、リース契約書とその相手方が発行した領収証で、リースであり、その支払いがなされたと確認をしたものでございます。

○**斉藤信委員** 高速ボートを1,050万円で売ったと、売ったほうはね。そうなっているのですか。それとも、実態としてそれは1年分のリース料だったのか。大事なことからそこも少し正確に言ってください。でなければ、これリース契約を偽造したということにな

るのですよ。買ったのでなければ偽造なのです。これは極めて重要なことなのだから。そもそも高速ボートというのは1,050万円で買えるものですか。それは支払われたのですか、それも含めて大事なところですからはっきり答えてください。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 リース料ではなく販売代金として受け取ったということです。平成23年度に完了検査で確認したリース契約は、NPO法人とオール・ブリッジが取り交わしたリース契約書でございます。そして、オール・ブリッジが発行した領収書でその支払いを確認いたしました。今回その売買取引について確認した相手先はもちろんオール・ブリッジではなく、口座の記録の中にあったその商品を取り扱っている企業でございます。

代金は1,000万円で、それは不正確かと聞かれると、申しわけございません、ちょっと今手元にその資料がないので、お答えしかねます。

○斉藤信委員 これすごく大事なところなのです。裁判もされているのでこの異常なことは、具体的なやつでどんどん明らかにしてやらないと裁判になりませんよ。売ったほうは販売代金として1,050万円受け取っているのだから売ったということでしょう。一番明確な事実ですよ。リースではないということです。それなのにリース契約も偽造したのだと思います。大体NPO法人とオール・ブリッジというのは一体なのだから。オール・ブリッジというのは実態ないのだから。あなた方はそれでだまされたということでもないかもしれないけれども、これは偽造したということです。これは重大なことだと思います。今でも山田町にはたくさんの備品が残っていますね。ほとんどリースだったらみんなもう引き揚げてしまうのです。引き揚げないということは、ほとんど買ったものではないですか。そして、それはもう既に彼らは勝手に処分なんかしているのではないですか。最近オール・ブリッジとNPO法人が一体だということで、裁判所が処分はできないとしましたよね。破産管財人がそういう訴えをして認められたのです。だから勝手に売り払いしたということはやってはならないことだし。今残されている備品というのはどのぐらいあるのですか。どういうものが主なものであるのですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 大変申しわけないのですが、現在残されている備品の状況については確認をしております。

○斉藤信委員 不正の全てが平成23年度であったのだと思います。それをさらに拡大して平成24年度やって破綻したということで、平成23年度の完了検査がすんなりいったこと自体が極めて許しがたいことだと思います。

それで、先ほど材料費約6,200万円のうち4,200万円は御蔵の湯関係だと。ここの中には備蓄センターの材料費とか、駅裏耐火材料費とか、これが不正だと、こうなっていますが、これはどういう中身ですか。額も含めて示していただきたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、備蓄センター材料費でございますが、古い山田高校体育館、これは既に山田町に譲渡済みの施設と聞いておりますけれども、そこを備蓄センターとして改装というか、備蓄センターに使っております。この材料費で実際の経費の

支出の中身は、床を剥がした土間になっていたために、コンクリートのたたきを打ったのがその内容、内訳でございます。金額は850万円、駅裏耐火材料費は、山田駅の裏側にこのNPO法人がプレハブの施設を設置しております。ここに書いておおり耐火材料費と書いていますが、その内訳請求明細、支払い明細を見ますと、計上されている中身は、何部屋かつながった今のプレハブでして、そこに廊下をつけている、建て増し廊下を入り口の前に建て増したような形の工事であったり、あとはドアを少しグレードアップさせるようなもの、ドア取りかえ、そういった内容のもので、これにかかわる経費は180万円余であります。

○熊谷泉委員長 齊藤委員に申し上げます。この際、まとめてかつ簡潔にお願いいたします。

○齊藤信委員 では、まとめて。ずさんなものがどこまでいくのか本当に底知れない感じはしますけれども、裁判で代表理事を訴えているわけですが、裁判に岩手県はどういうふうにかかわっているのか、そしてこの調査はいつまでに。きょうは中間報告になるかならないかぐらいのものですよね。こういう精査をしているということでの中間報告だと思うけれども、前の委員会ときには9月議会まではという回答がありましたので、恐らく9月議会までにはきちんとしたものが出るとは思います。山田町にこれを請求すると、一般財源で補填するしかないわけです。本当にこれはまた大変なことなのです。

今も体育館とかB&Gとか、いろんな施設がNPO法人の資材が残されていて使えない、これも損失だと思います。だから、この損失も明確にしてやっていかななくてはならないと思うけれども、県が今後どういうふうに取り組んでいくのか、裁判にどうかかわっているのか、山田町をどう支援していくのか、最後に聞いて終わります。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず最初に、いつまでという点でございますが、前回9月議会までには何とかと答弁申し上げます。もう残り時間が少ないのですが、極力9月議会までには明らかに、確定できるように引き続き努力してまいりたいと考えております。

二つ目に、裁判でございますけれども、法的には県は関与しておりません。今後県としましては、県が把握した情報、これはある程度山田町も同様に把握しているものとは考えておりますけれども、いずれ県が直接調査して確認した状況であるとか、そういった情報についてはもちろん提供してまいりますし、県のできる一番の支援としては、この事業なり県が把握している内容に関する情報提供であろうかと考えております。

○熊谷泉委員長 それでは、先ほど岩淵委員から質疑の際に申し出のありました件につきまして、数値等がまとまり次第、後日委員の皆様にご覧に配付させていただきたいと思いますが、いかがですか。

○岩淵誠委員 ただいまの質疑では、個別具体のものについては数字を明らかにしていただいたわけでありまして。それを積み重ねていったら何割ぐらいか出るでしょう、委員の質問に個別のこれについては幾らです、4,000万円ですとか、180万円ですとか言っているわ

けだから、疑義があるのは一体どれぐらいかというのはわかっているわけです。きちんと出すべきです。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 大変申しわけございませんが、ただいま私のほうから答弁した内容は、平成23年度末に調査をした実績額について答弁申し上げましたということで、結論は先ほどと同じとなりますけれども、現時点では説明を勘弁していただきたいと思えます。

○岩渕誠委員 部長にお聞きします。

9月までにやるということで、このメンバーで最後の実質的な審議だと思えますからこういうような報告もされたと思えますけれども、極めて残念であります。ある程度金額がどれぐらいという話を聞いているわけではないですよ。何割だといえれば計算できるというけれども、疑義がある分野はどれぐらいで何点あるのかという問題はきちんと出さなければだめだと思えますよ、先ほど答弁しているのだから。どう思えますか。

○橋本商工労働観光部長 本日御説明申し上げた内容につきましては、現在も山田町と計数的な部分、さらにはその支出内容等についてのすり合わせ等も行っている段階でございますので、明らかに、県が把握している数字と、まだ調整が必要な部分が残っているというのが率直な状況でございますので、それができ次第数値的な部分についてお示しをさせていただきたいと思えますので、御容赦のほどお願いしたいと思えます。

○岩渕誠委員 了解したくないけれども、しょうがない。

○熊谷泉委員長 それでは、後日、現在の委員の皆様へ配付していただくように執行部にお願いいたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 それでは、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって山田町の緊急雇用創出事業についての調査を終了いたします。

この際、執行部から平成25年7月26日から28日及び8月9日の大雨、洪水による被害状況について発言を求められておりますので、これを許します。なお、教育委員会の説明と同様に、本日は所管事項にかかわる被害状況についての説明となりますので、御了承を願います。

○桐田副部長兼商工企画室長 それでは、当部所管に係る大雨、洪水による被害状況について御説明をいたします。なお、7月26日から28日の大雨、洪水に関しましては商工関係の被害報告がございませんので、8月9日の大雨、洪水に関してのみ御説明させていただきます。

資料の2の7ページをお開き願います。右上に箱囲いで資料ナンバーが書いてありますが、資料2の7ページでございます。項目の10、商工関係の被害状況でございます。8月30日12時現在において被害額は、調査率約64%で総額8億7,480万円となっております。

その内訳は、表がございまして、その順番に宿泊施設業者について、盛岡市、雫石町、紫波町及び矢巾町の計 23 施設で土砂流入、床上・床下浸水等の被害が発生し、被害額は 3 億 3,353 万円となっております。

次に、商工業者について、先ほどの 4 市町に花巻市を加えて 5 市町の計 100 事業所で床上・床下浸水等の被害があり、被害額は 1 億 9,105 万円となっております。最後の行のその他については、盛岡市繫地区の源泉関連施設や雫石町及び矢巾町の観光施設など、計 7 施設で土砂流入等の被害があり、被害額は 3 億 5,022 万円となっております。

ページを 1 枚おめくりいただきまして、8 ページをごらんください。項目ナンバーの 15 ですが、関係部局におけるこれまでの対応状況の (3)、商工労働観光部の項目です。被災中小企業対策として特別相談窓口を岩手県信用保証協会、岩手県中小企業団体中央会等に設置しております。また、大規模な被害を受けた商工観光事業者の営業再開に向けた相談に対応しております。

続いて、9 ページをごらんください。9 ページから被害状況の市町ごとの詳細について、御説明いたします。(1) 宿泊施設についてであります。盛岡市 12 事業者、雫石町 7 事業者、紫波町 1 事業者、矢巾町 3 事業者がそれぞれ土砂流入や床上浸水などの被害を受けております。市町別の被害額は被害額欄に記載しているとおりであり、矢巾町はまだ調査中ではありますが、盛岡市が 2 億円を超える最大の被害となっております。

次に、(2) の観光宿泊業を除く商工業者等についてであります。盛岡市は 19 事業者、雫石町 9 事業者、紫波町 16 事業者、矢巾町 50 事業者、花巻市 6 事業者が被害を受け、その多くが床上浸水となっております。市町別の被害額は、被害額欄に記載のとおりであります。紫波町が 6,000 万円を超える被害となっております。

最後に、(3) その他でございます。盛岡市の源泉関連施設、雫石町のゴルフ場、矢巾町の水辺の里マレットゴルフ場等に土砂流入による被害が出ております。市町別の被害額は被害額欄に記載しておりますが、矢巾町が 2 億円、盛岡市が 1 億円を超える被害となっております。

以上の三つの区分の市町別の合計額は、この 9 ページの下に書いておりますが、盛岡市が 4 億 2,417 万円、雫石町が 8,368 万円、紫波町が 1 億 1,473 万円、矢巾町 2 億 4,002 万円、花巻市 1,220 万円となっております。

なお、11 ページと 12 ページが A 3 判横長の資料になっておりますが、宿泊施設関係の主な被害状況について地図と写真による説明書でありますので、後ほどごらんいただければと思います。

10 ページに戻っていただきますが、これら被害を受けた事業者に対する支援制度の項目でございます。既存の制度といたしましては (1) の県の融資制度、(2) の日本政策公庫の災害復旧貸付制度もありますが、県ではこうした既存の融資制度の活用について、その周知に努めているところでございます。また、これら既存の制度のほかに、(1) の県の融資制度の表の下のほうの欄外にも米印の 2) という記述がありますが、ここの記述の内容

でございますが、過去に災害救助法の適用を受けた市町村の事業者を対象に、中小企業災害復旧資金を創設した事例がございます。今回災害救助法の適用を受けた雫石町や、それ以外の市町にも適用することなど被害状況に応じた支援策を現在市や町と協議しながら、さまざまな支援策について検討しているところでございます。以上で商工関係の被害状況についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○熊谷泉委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○福井せいじ委員 ありがとうございます。まず一つ、今この商工関係の被害に対する支援制度について、10 ページにおきまして融資制度、それから災害復旧貸付制度、二つが挙げられましたが、このほかに何か支援策お考えになっているものがあれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○岩渕観光課総括課長 現在の支援制度につきましては融資制度等があるわけですが、今回の大雨による被害でございますが、東日本大震災津波と比較をいたしますと、面的な被災規模につきましては小さいのですが、局地的な被害の程度が非常に大きいということがございます。特に盛岡市の繋温泉におきましては12の温泉宿泊施設が被災を受けております。また、源泉供給施設も被災を受けております。今のところ2施設が休業中という状況でございます。

それから、鶯宿温泉につきましては19の施設がございますが、このうち7施設が被災を受けているという状況がございます。繋温泉、鶯宿温泉、盛岡近郊の温泉地ということで一体的に捉えられておるわけですが、温泉地全体が被災をしたという状況がございますし、本県観光への影響も非常に大きい、あるいは地域経済への影響も大きいという中で、現在は融資制度しかないわけですが、補助制度も含めてどのような支援があるのか、現在市町と協議を進めているところでございます。

○福井せいじ委員 ありがとうございます。やはり今回のこの災害に関しまして、まず一つ大きなことは、実は1年間で最も収益が上がる時期に被災して被害をこうむったということ、そしてまたこの施設の復旧がなければ、今後の経営も成り立たなくなるのではないかと懸念されることと考えられますので、ぜひとも施設の修繕費補助、原状復旧の作業費等の補填、あるいは商品被害に対する補助、補填等を考えていただきたいと思っております。それにつきましては今課長がおっしゃったとおり、市町村あるいは県ということも考えられますが、これも国に対しても働きかけて、例えば被災者3分の1、国が3分の1、県市町村で3分の1といったような形で、できるだけ被災者の持ち出しを少なくするような修繕費補助を、先ほど言った原状復旧の作業費、商品被害の補填等を考えていただきたいと思うのでありますが、いかがでありましょうか。

○岩渕観光課総括課長 具体的な補助制度につきましては今現在協議中ではございますが、考え方といたしまして大震災のときに中小企業の被災資産復旧事業費補助という制度をつくっております。これが一つ目安になると考えておるわけでございますが、基本的には東日本大震災のときの支援を上回るというものはなかなか難しい部分もございますが、

個々の事案について実態に即して対応してまいりたいと考えています。具体的には修繕費の関係で、今お話のあったような、例えば作業員の支援、人夫賃と思うわけでございますが、そういったことも含めて、実態に即した形での支援、どういう形がいいのかということ盛岡市、雫石町と現在検討を進めているところでございます。

また、国に対しましても新たに補助制度、地方自治体がつくる補助制度については財源的な支援をしていただきたいということで、働きかけをしておりますので、何とか実現できるように努力をしてまいりたいと考えております。

**○福井せいじ委員** 大変ありがとうございます。新たな形での商工業者に対する支援制度の創設に向けてぜひとも努力をしていただきたいと思います。

そこで、ちょっと細かいことですが、その際に低額被害に対しても対象としていただきたいと。例えば今回の被害において修繕費に対しては100万円、200万円、低額とは言わないですけども、少額の被災者もおります。そしてまた一方で、1億円という大きな被災もありますので、その上限を広げる、上乘せしてほしい。つまり幅広い被災の額に対する対象を設けていただきたいと、これをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

**○岩淵観光課総括課長** 補助制度の上限額等についてでございますが、先ほど申し上げました中小企業被災資産復旧事業費補助の場合でございますと、観光施設につきましては補助限度額が2,000万円かつ1,000万円以上の修繕ということになっております。先ほど申し上げましたとおり、被害の今回の実態に即した形でどういう支援が必要なのかということについて現在検討しておりますし、また市町と協議を進めておりますので、その中でどのような形が適当なのかということを検討してまいりたいと思います。

**○福井せいじ委員** この際ということで、ちょっと今回8月9日の大雨被害以外のことで1点お聞きしたいと思います。

先日新聞にJALが岩手観光PRということでJAPANPROJECT岩手を展開していくということで、県との提携で機内誌、機内ビデオ、機内食など、日航グループの機能を最大限に活用して発信していくという記事が載せられました。それに関して日航と県が30日共同記者会見し、達増知事のコメントも載せられておりますが、このプロジェクトに関して県がどのような連携をなさっているか、あるいはこれを活用してどのような動きを考えているか、もしあれば教えていただきたいと思います。

**○岩淵観光課総括課長** JALのJAPANPROJECTの関係でございますが、このプロジェクトにつきましては観光客の誘致、あるいは地域物産のPRを目的といたしまして、自治体、企業と連携をし、JALの機内誌、機内ビデオ、機内食等、JALグループのあらゆるツールを通じて各地域の魅力を紹介し、交流を促進しようという目的がございます。このプロジェクトにつきましては、平成23年5月からスタートしておりますが、第29弾ということで岩手県が対象になったものでございます。9月いっぱいでございますが、岩手の魅力を大々的に発信したいという考えでおります。

具体的に申し上げますと、機内誌、スカイワード9月号でございますが、こちらでは岩

手県の北三陸の特集をしております。また、国内線の機内ビデオにつきましては、ウォーキングによる平泉の魅力を紹介しております。このほか国内線のファーストクラスにおきまして、岩手県の食材を用いた機内食を提供することになっております。奥州市のロレオールの伊藤シェフがプロデュースをしたものでございます。岩手県といたしましては、県土整備部空港課が窓口になっていますが、農林水産部流通課、そして観光課で部局横断の形でこの取り組みを進めております。取材先の選定でありますとか調整、それから機内食を監修するシェフの食材の選定、そういったものに取り組んでいるところでございます。

本プロジェクトにおきましては、媒体により対象路線が異なるわけでございますが、花巻空港発着の路線のみならず、羽田線、それからJALグループの全国の路線におきまして岩手の魅力が発信されることになっておりますので、全国から誘客を図ることが期待をされていると考えております。

○**福井せいじ委員** ありがとうございます。その関連で、JALの大西会長のインタビューの記事も載せられていました。そこで、その中で話してあるのは、昨年福岡花巻線が再開された。この夏は伊丹花巻線、札幌花巻線も増便したという話がありました。我々の事業としての花巻線は力を入れていきたいということなのですが、ちょっとお聞きしたいのですが、現在の花巻線の搭乗率等はどのようになっているのか、わかればお聞かせください。

○**岩淵観光課総括課長** 花巻発着の路線の搭乗率の関係でございますが、空港課から確認をいたしました。4月から7月までの搭乗率でございますが、札幌線が62.7%、大阪線が60.5%、福岡線が61.6%、それから名古屋線ですが、71.0%ということになっております。

○**福井せいじ委員** ありがとうございます。この60%台の搭乗率というのはちょっと多いのか、少ないのか判断しかねますが、私は前もお話したのですけれども、機材が小さいので、どうしても観光商品をつくれないと、エージェン트가観光商品をつくれないと。やはりここで大西会長のインタビューにもあるのですが、花巻線はビジネスで動いている個人客が多いと。つまり裏返せば、なかなか観光には利用されにくい便であるということなのです。ぜひともやはりこういったJALの協力が得られるのであれば、その機材の大型化に対しても観光課としてぜひとも働きかけをしていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○**岩淵観光課総括課長** ただいま御指摘いただきましたけれども、おっしゃるとおり旅行会社等からは団体客の関係でいきますと、今の飛行機、機材については50人乗り、70人乗りという状況でございます。非常に使いづらいというお話がございまして、岩手県空港利用促進協議会というハングの組織がございまして、空港課が所管している組織でございますけれども、その中でJALに対して機材の大型化、旅行会社等へ、旅行会社に対して座席を提供、配分するという事について、例年要望活動をしてございます。例えば大阪線につきましては、現在70人乗りが一番大きいわけですが、これをボーイング737のクラス、これは大体150人ぐらいの座席提供がございまして、そういったものを用意してくれ



というような形で、県と空港利用促進協議会が一体になって要望活動をしているところがございます。まだ実現までちょっと至っておりませんが、引き続きそういった要望活動をしながらか機材の大型化に取り組んでまいりたいと考えています。

○**福井せいじ委員** ぜひとも大型化について取り組んでいただきたいと。せっかくあのような空港をつくったわけですから、それを活用すべく、そういった課題に取り組んでいただきたいと思います。

大型化につきましては、私は何もずっと毎日でなくてもいいと思います。週末であるとか、あるいは観光シーズンであるとか、そういった日にちを限定してでも旅行商品をつくれるような形で取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。意見を申し述べさせていただいて終わりにさせていただきます。

○**岩渕誠委員** 商工業関係の被害状況についてちょっと確認をさせてください。8月9日の被害状況です。宿泊施設、それから商工業者等というところがありますが、宿泊施設については、これはあくまで直接被害のみということなののでしょうか。この災害によって宿泊キャンセル等、いわゆる間接被害、そのように捉えていいのかわかりませんが、そういった部分はどれくらいだったのか、この辺を正確に明らかにしてください。

○**岩渕観光課総括課長** 今回の被害額でございますけれども、これにつきましては施設建物等に関連したものでございます。したがって、キャンセル等での部分は入ってございません。

○**岩渕誠委員** やはり特に観光に力を入れている岩手県でありますので、被害状況ということであれば、そういったことも正確に反映をした資料をいただきたいと思いますが、手元に恐らくあると思います。どのくらいでしょう。

○**岩渕観光課総括課長** 例えばキャンセル等につきましては全体で繋温泉、鶯宿温泉の関係で申し上げますと繋温泉が7,000人ぐらいの今回のキャンセルがございました。それから、鶯宿温泉につきましては2,000人ということで、全体とすれば8月9日の災害から大体再開するまでの間ということになるかと思いますが、大体9,000人ぐらいのキャンセルがあったと、盛岡市と雫石町から確認しているところでございます。

○**岩渕誠委員** 金額です。

○**岩渕観光課総括課長** 金額につきましては、現在のところまだ確認をしておりません。

○**岩渕誠委員** 9,000人、全県で被害を計算すると、恐らく1万人ぐらいが少なくとも影響あったのではないかと思います。当然宿泊ですから1万円と計算すれば、そろばんがはじかれるということでもあります。観光をしっかりとやっているのですから、被害ということであればきちんと今出せる範囲の実態を明らかにしないと、実感が出ないです。

つまりその上で申し上げますけれども、宿泊施設の今3億何がしという数字が出ているけれども、実態は物すごい額、それ以上だということが実態的には言えるわけでありまして。先ほど福井委員がおっしゃってございましたけれども、実態に即するのであれば補助関係、支援関係というのが当然可及的速やかに検討されてしかるべきであると思うわけでありま

す。

るる先ほどの議論の中でありましたけれども、特に内陸部の直接的なかわりはありませんけれども、震災の際のグループ補助金などでも、今年度から内陸の企業については、これは採択されないというようなルールでございました。内陸の業者からしても、一般的な感覚からしても、大震災が起きてまだ3年たちませんから、そこと比べて今回の被害をどう県が見てくれているのかと。災害の種類は違うけれども、被災をしたということに関して言えば、県はどのような哲学を持って商工業者に対して支援をしようとしているのか、その辺がもう少し、形として出てくるものは報道先行で出ていますけれども、どのような哲学を持ってやるのかというのをもう少し明確にしていきたいと思いますが、部長いかがですか。

○橋本商工労働観光部長 今回の前例のない大雨による被害ということでございまして、特に繋温泉を初めとする温泉地、本県を代表する温泉地の被害は甚大であると、局所的ではありますがありますけれども、その被害の実態は大きなものがあると考えているところでございまして、こういうふうな多くの被害を抱えたままではなかなか温泉街の復旧、再興というものにつながらないと危機感を持って取り組んでおります。現在関係する市町と被災状況、特に県が市町村と一緒に被災者の方々に支援を行うことによってより一層効果的な、しかも迅速な復興につながると考えてございまして、現在その部分についてしっかりと対応していきたいと考えているところでございます。

○岩渕誠委員 大雨があつたり、いろんな災害があつたたびにスポット的な予算措置というのは、当然必要なことだと思います。一方で、大震災という災害を経験して、それに対してのいろんな支援制度があると、それはもう現実からいうと従前にはない支援をやっていますから、相当それがベースになって、気持ちの上ではベースになっている。ところが、今の状況ではスポット対応になるような感じがしております。やはり今後の災害を見据えた中で、こうした過去に経験のないようなというのは、恐らくこのままいくと毎年過去に経験のない災害ばかり日本各地のどこかで起きているということが想定されるとすれば、やっぱり基本的な制度を、恒久的な部分で手をかけていかないと、そのたびそのたび予算措置で対応するというのでは、ちょっとどこか後手後手に回ることを私は懸念しております。

これから9月の議会の中でスポット的な対応なり、制度的なもの出てくると思いますけれども、あわせてやはり恒久的な災害対策、特に観光商工業の対策というものにしっかりと一回抜本的に財源的な問題も含めてですが、やっていく必要があると思いますけれども、いかがですか。

○橋本商工労働観光部長 災害等はできれば避けたいところではございますけれども、昨今の状況を見ますとゲリラ的に自然災害が発生するというようなこともございますものですが、例えばいろんな災害対応として制度化されている部分について、見直すようなことも国に対して協議しながら求めて制度化を図ることも検討すべき段階ではないかなと考え

ております。例えば激甚災害等におきましてもその適用の仕方、対処等についてもわかりでございませし、例えば県が単独で市町村を支援するといった際、あるいは市町村も被災者に対して支援をすると、単独で行うといった場合に、財政的な支援、裏づけとして、支援をするというようなことも国に対しては要望しているところでございますし、ぜひともそういった最近の災害発生状況に即した形での制度化というようなことについても検討が必要な段階になってきていると考えております。

○岩渕誠委員 重ねて指摘を申し上げますが、最大の問題は、被災者の立場に立ってみると、大震災も今回の豪雨災害も、被害者にとってみれば同じと言えるかと思えます。ところが、行政、とりわけ国の対応においては、大震災は特例であると、あれだけの大災害だから特例をしたのだということであって、なかなか恒久制度、恒久法のほうまで踏み出していないというのが実態ではないかなと私は思います。当然特例的な対応でしのげるものとそうでないものがあるかと思うのですが、やはりそこは被災県という経験を踏まえて、何を恒久的に制度化しなければならぬのかということをややはり岩手県からきちんとまず何とかお願いしますというだけではなくて、具体的な制度設計の中まで踏み込んで、私は提言をしていただきたいなと申し上げます。

それから、最後に苦言を申し上げます。8月9日の大雨、洪水に係る被害状況の中には商工関係の被害について御報告があります。御丁寧に直接被害のほか間接被害を受けている事業者もある、こういうことです。桐田副部長の発言をかりれば、7月26日から28日については報告ありませんと、こういう話であります。私が習った岩手県の地図というのは、南は一関市花泉町永井というところがありまして、どうも行政機関は水沢あたりで岩手県の地図がとまっているようであります。26日から28日でよく調べてください。あるのです。先ほど午前中の質疑の中で申し上げましたけれども、観光施設の中で本来河川管理をしている県が仕事をしないがために、いつまでたっても観光施設の再開をしないので、みずから河川の工事をやっている部分があるわけです。実態知っていますか。

○桐田副部長兼商工企画室長 申しわけございませんが、まだ存じ上げておりません。

○岩渕誠委員 岩手県は、南は一関市までであるということでございますので、しっかり調査の上、対応をしてもらいたいと思います。

終わります。

○斉藤信委員 まず、豪雨災害についてお聞きをします。この資料を見ますと、宿泊施設で3億3,353万円、商工業者、これは観光宿泊を除いて1億9,105万円の被害と、その他に盛岡市の繋温泉の源泉関連施設、これが1億2,700万円、矢巾町の水辺の里マレットゴルフ、これが意外と大きくて2億1,872万円で、かなりの被害だと思います。総額8億7,480万円、広さはなかったけれども、局地的には本当に大きな被害だと災害調査を通じて感じてまいりました。そこで、8月21日に副知事、商工労働観光部長にも同席をしていただきましたが、8月9日の豪雨災害に関する申し入れを日本共産党としても行いましたが、その際、商工業関係者の被害に対して、融資にとどまらず、東日本大震災の際の、先ほども話

のあった被災資産復旧費事業に準じた支援策を講じるようにということを申し入れたところであります。先ほど観光課総括課長から、中小企業被災資産復旧費補助に準じて、それを目安に今検討していると、こういう前向きの話もありました。観光関係者も被害甚大だが、観光関係者だけでない商工業者も、この資料にあるように休業中が今商工業で6店舗があるわけですが、私は商工業者も含めて中小企業被災資産復旧費補助のこういう施策の対象にすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

そして、これやる場合に、9月議会の補正ということになると思うのです。だとすれば、議案説明会は、9月17日ですか。そうすると、そこぐらいまでに、これも煮詰めていかなければならないのではないかと。盛岡市は9月6日から議会始まりますからね、町村はもう始まっている、せつかく前向きに考えているのだから、そういう意味では早く打ち出す必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○橋本商工労働観光部長 今般の大雨、洪水等による被害対策については、現在関係する市町とともに、これまでの大震災津波等の支援策も考慮に入れながら、それらを十分勘案し、できるだけ市町村とのすり合わせをしながら、より効果のあるきめ細かな支援となるような制度設計について現在鋭意検討しておりまして、今それを急いでいる状況でございます。

○斉藤信委員 より効果的きめ細かいということですから、大いにこれは期待したいと思います。

実は、今回被災した全壊、大規模半壊については、岩手県は独自に全壊200万円、大規模半壊には50万円、独自の補助を行うと、その財源は予備費でと、こういうことが既に明らかになりました。私は、これは極めて前向きで重要な取り組みだったと思います。だから、被災者の生活再建に対しても県は一步踏み込んだと私は思います。だから、観光関係者、商工業者に対しても、大震災で県独自にああいう施策を行ってきたわけですから、先ほどの答弁にもあったように、ぜひ被災資産復旧費補助を目安にして、できるだけ早く打ち出していただきたいと。岩渕委員からも話があったように、キャンセルが約9,000人ということになると、それだけの収入が入らず被害を受けたと。支出はさらにふえるということになるので、一番の書き入れ時の被害でしたから、私はもう11日と16日と行ってきただけですけども、本当に不眠不休でホテルの中に流入した土砂を本当にかき出しているという感じで、可能なところは早く営業再開すると。あとは大変な被害を受けたところも大曲の花火大会の直前にはそれに合わせて再開をしたという話も聞きましたけれども、繋温泉の源泉施設の被害状況が今どうなっているのか、今後の見通しがわかれば教えてください。

○岩渕観光課総括課長 源泉管理の関係でございますが、先ほどの資料にもございますが、1億2,000万円余の被害額というところで現在あくまでも仮設施設での復旧ということで、これからさらに調査をしていく必要があるのではないかなと。温泉につきましては、現状では各施設に温泉は供給できる体制にはなっていると聞いておりますが、改めて配管、本

管、支管、そういったところについての調査が必要であると聞いておるところでございます。

○**斉藤信委員** あと、矢巾町の水辺の里マレットゴルフ場の被害額は2億1,872万円ということで、ちょっと額が大きいので驚いているのですが、これの状況はどうなのですか。

○**岩淵観光課総括課長** 済みません。こちらの施設につきましては把握をしていないものでございます。

○**斉藤信委員** いずれにしてもかなり前向きに商工業者関係、観光関係者に対する支援策は協議中ということですから、早く打ち出して復旧、復興の力にさせていただきたいと。大震災で岩手県は被災資産復旧費補助を早く打ち出して、岩手県の姿勢を示したのだと思いますよ。我々県が独自に商工業者に支援するというのはあの時点では大変画期的な制度だったと思っております。そういう決断、よいことは早くということ打ち出させていただきたいと。

次に、東日本大震災の復興にかかわって、復興本部員会議も先日開かれたようですが、仮設店舗が現在347箇所を整備をされ、着工が353カ所と。区画数でどういうふうになっているのか、1,700区画を超えているのではないかと思います、区画数ではどうか。

あともう一つ、仮設店舗の場合は1年経過しますと市町村に委譲なのです。新聞報道でもあったのですが、大船渡市の場合は仮設店舗の解体だけで6億円かかると、釜石市に行ったときには2億円かかると言われました。委譲はいいのだけれども、2億円とか6億円の解体費用を市町村がかぶったら、もう復興どころではないと、この問題は極めて重大な問題ではないのか。実は、1,700区画というのは東北3県の中で半分以上なのです。岩手県は仮設店舗で再開しているというのが特徴なのです。仮設店舗の現在の営業状況、売り上げの状況などわかればあわせて示していただきたい。

○**山村経営支援課総括課長** まず、区画数でございます。8月19日現在の数字で1,783区画でございます。解体費の負担については、施設も仮設とはいえかなり立派な施設であることもあり、新聞報道では解体費も相応にかかるということで、そういう試算で出ております。それぞれの市町村の負担が大きくなるということが想定されますので、県としても国に対して財政的な支援をするように要望をしているところでございます。

売り上げ等についての具体的な情報はありますが、ただ抱える課題といたしましては、仮設店舗も含めて事業再開した事業所の抱える課題とすれば、売り上げの減少とか利益率の低下などが挙がっております。そういったところについて課題を抱えているものと認識しております。

○**斉藤信委員** 仮設店舗が1,783区画ということで、私は岩手県の一つの特徴として商工業者が仮設店舗で事業を再開するのが特徴だと思います。だから、ここで踏ん張って本格的な再建に結びつけていくということが必要だと思います。仮設店舗での営業に対する支援は本設、これは区画整理事業とかいろんなまちづくりとセットになると思うのですが、そのときのグループ補助金に匹敵するような、またグループ補助の継続というようなこと

が必要になってくると思うけれども、これは2年、3年以上かかるのだと思いますけれども、そういう県の対応はどうでしょう。

○山村経営支援課総括課長 仮設から本設に移るときの支援ということでございます。グループ補助金の中に商店街型という新しい制度もできておりますので、そういったグループ補助金を中心とした支援制度を継続するように、国の予算、単年度の予算ですので、その年度、年度での判断になりますが、本県としてはこういった事業、グループ補助金の事業の継続が必要だということで国に訴えておりますし、今後とも地域の実情を伝えていきたいと思っております。

○斉藤信委員 グループ補助金は、今年度までは予算化されているけれども、来年度の見通しはないわけですね。これ概算要求ではどうなっていますか。そこが見えてきているのかどうか。

それと今年度、平成25年度に入って、3回公募して総額80億円の予算ですけれども、第1回目は10グループが申請して、5グループ26社10億円というのがグループ補助金で決定をされました。今までと比べると申請数も決定数も少ない感じがするけれども、どういふ特徴があるのか、来年度以降の見通しも含めて示してください。

○山村経営支援課総括課長 来年度の概算要求については、グループ補助金という項目は出ていると確認しています。

それと今年度の状況ですが、委員から御紹介いただいたように、5グループ26事業者を交付決定しております。今年度は去年までと違い、年3回公募するというのがあらかじめわかっておりまして、その1回目ということもあると思うのですが、事業計画をつくらするのにも相応の時間等かかりますので、1回目の応募ということもあり、これまでに比べればやや少ない数なのかなとは思っております。現在2回目の公募期間ということで、平成25年9月2日から30日までの期間が第2回目、第3回目が12月ということでありまして、このスケジュールもあらかじめお示ししていますので、そういった時期に合わせてグループを組成したり、グループでの検討を進めていただいているものと考えております。

○斉藤信委員 商店街の再建というのはまちづくりの中心なのです。そして、そのまちづくりというのは、多くは区画整理事業でかさ上げをして行われるというのは基本的な手法です。そうすると、やっぱり2年3年かかるのです。私は、そういう意味でいくと、そのときにグループ補助金が必要になってくる、またはそのときに二重ローンの解消も必要になってくる。二重ローンの問題でも、この事業は今年度ぐらいまでしか相談センターの問題含めて示されていないのではないかと。これも概算要求上では継続されるようになっているのかどうか、二重ローン解消の今の取り組み状況含めて示してください。

○山村経営支援課総括課長 二重ローンの相談センターの項目についても概算要求に入れております。県といたしましては、グループ補助金もそうですけれども、二重ローン問題についても復興の進行とともに必要になる対応であるということで、継続を今までも求

めております。二重ローン問題の中でも債権買い取りの数は、最新のものは8月26日まで  
で県の産業復興相談センターが71件、国の東日本大震災事業者再生支援機構、これは7月  
末で、ちょっと集計時期が違いますが、70件ということで、トータル141件、買い取りだ  
けでもそのような数に達しております。

○**斉藤信委員** それと被災地の復興のもう一つの柱は、私は漁業、水産加工業だと思うの  
です。水産加工業の再建状況、売り上げ状況、私たちの調査でも訪問してきましたけれど  
も、労働者を確保できないと、こういう切実な問題も指摘をされ、ハローワークでも工場  
見学会とかいろいろやっていますが、そうした最新の状況はどういうふう把握されてい  
るでしょうか。

○**山村経営支援課総括課長** 業種、水産加工業ということではなく事業所全体の取り組み  
としてお話ししますと、復興局の調査によれば、ことしの2月現在で78.9%の事業者が事  
業を再開しておると。課題については先ほども述べましたが、売り上げ減少や利益低下や  
労働力の確保、取引先の減少などを課題として挙げております。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** それでは、私からは労働者の確保の状況について御説明  
いたします。

水産加工業について、先日7月末の労働状況、労働者の職業紹介状況が発表されました  
けれども、その中の食料品製造に関する求人、求職のバランスシートを見ますと、県全体  
の平均は0.91倍に対して食料品製造は1.58倍ということで、求人が5割ほど上回ってい  
るということで、なかなか確保が難しい状況であろうかと思えます。

とは申しますものの、求職者もある程度の人数はおりますので、やはり引き続き地道に  
職業紹介、マッチング等の取り組みを継続してまいりたいと考えております。また、かね  
て問題になっておりました、外から労働者を確保するのに住居が必要という課題もござい  
ましたけれども、その点につきましては、これは釜石市に限った話でございますけれども、  
厚生労働省に要望しておりました、雇用促進住宅の利用についてはおおむね認められ、現  
在釜石市が施設を管理する機構と条件について調整する段階まで来ております。そうい  
った形で、さまざまな関連する取り組みは継続してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 釜石市の雇用促進住宅については新聞報道でもありました。被災地で雇用  
促進住宅活用できるところはどのぐらいほかにあるのか。釜石市の場合は、何世帯分ぐら  
いの確保になるのか。私は、やっぱり労働者確保のために住むところがないと。大槌町に  
行ったときに釜石市に住ませて、大槌町まで働きに来てもらっているという話も直接聞い  
てきたわけですが、雇用促進住宅のようなものがあるのだったら、こういうときは  
最大限活用するというのが国の姿勢としても当たり前ではないかと思うけれども、釜石市  
の戸数と、あとはそういう可能性のあるところがどのぐらいあるのか示していただきたい。

あと、もう最後にしますが、事業復興型雇用創出事業の取り組み状況、全体の状況と、  
水産加工関係ではこれがどのぐらい使われているのか、わかれば示していただきたい。

○**千田労働課長** 県内にある雇用促進住宅でございますが、実際に今運営しているところ

と、入居者があっても廃止を決定しているところ、二つに大別されるわけでございますけれども、そうした中で、今手元でございますのが釜石市の雇用促進住宅の現状でございますが、ただいま申し上げました二つの種類のを全部ひっくるめてですけれども、棟数で 12、室数で 400、実際に入居しているのが 285、空き戸数が 115 という状況になってございます。これは平成 25 年 4 月当初現在の数字でございます。この中の一つの住宅についてはもう釜石市でみなし仮設ということで使っておりまして、先ほどからの話の流れでまいりますと、水産加工業に従事する方への住宅として提供可能なものが、形上は四つほどあるのでございますが、老朽化の状況等もございまして、全部が全部活用できるとはなっておらないと承知してございます。実際に活用できる部分がどれぐらいの戸数があって、どの程度の修繕をすれば使えるのか、その辺も含めて今釜石市も含めて独立行政法人高齢・障害者・求職者雇用支援機構と調整しているという状況でございます。

それから、釜石市以外の被災地につきましては、ちょっと今手元にまとめた数字がございませんので、御了承いただきたいと思います。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 事業復興型の利用状況でございますが、平成 24 年度末の段階で申請、助成対象者数が 7,785 人、今年度に入りまして 6 月から審査の受け付けを再開しておりまして、6 月、7 月の 2 カ月間で 2,105 人。これは平成 23 年度終わりごろからスタートしておりますが、トータルで 1 万 34 人が助成対象者数として現在申請を受け付けております。業種ごとの認定状況については、業種ごとという分類では集計をしておりません。申しわけございません。

○熊谷泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって本日の審査を終了いたします。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には委員会調査について御相談がありますので、少々お待ちを願います。

それでは、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の 9 月の県内調査についてでありますがお手元に配付しております平成 25 年度商工文教委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任を願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めまして、さよう決定をいたしました。追って通知をいたしますので、御参加をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。